

長島町過疎地域持続的発展計画（案） （令和8年度～令和12年度）

令和8年 月策定

鹿児島県出水郡長島町

第1章 基本的な事項 1

1 長島町の概況

(1) 長島町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

- ① 自然的諸条件
- ② 歴史的諸条件
- ③ 社会的諸条件
- ④ 経済的諸条件

(2) 長島町における過疎の状況

- ① 人口等の動向
- ② これまでの過疎対策と現在の課題
産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉その他の福祉、
医療の確保、教育文化の振興、その他地域の活性化に関し必要な事項
- ③ 今後の見通し

(3) 社会経済的発展の方向の概要

- ① 産業構造の変化
- ② 地域の経済的な立地特性
- ③ 社会経済発展の方向

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

(2) 産業構造

3 行財政の状況

4 地域の持続的発展の基本方針

- (1) 夢と希望に満ちたまちづくり (社会基盤)
- (2) 快適で住みよいまちづくり (生活環境)
- (3) 活力あるまちづくり (産業振興)
- (4) 健康で生きがいの持てる福祉のまちづくり (医療・福祉)
- (5) 地域の特性を生かした教育・文化のまちづくり (教育・文化)
- (6) 自主性、自立性が高く町民が主体のまちづくり (町民参画、行財政)

5 地域の持続的発展のための基本目標

- (1) 人口に関する目標
- (2) 財政力に関する目標

6 計画の達成状況の評価に関する事項

7 計画期間

8 公共施設等総合管理計画との整合

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 1 現況と問題点
- 2 その対策
- 3 計画

第3章 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- 1 現況と問題点
 - (1) 農業
 - (2) 林業
 - (3) 水産業
 - (4) 地場産業
 - (5) 企業の誘致
 - (6) 商業
 - (7) 観光
 - (8) 港湾
- 2 その対策
 - (1) 農業
 - (2) 林業
 - (3) 水産業
 - (4) 地場産業
 - (5) 企業の誘致
 - (6) 商業
 - (7) 観光
 - (8) 港湾
- 3 計画
- 4 産業振興促進事項
 - (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種
 - (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
- 5 公共施設等総合管理計画等との整合

第4章 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

- 1 現況と問題点
- 2 その対策
- 3 計画

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	37
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第6章 生活環境の整備	42
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第8章 医療の確保	51
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第9章 教育の振興	53
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第10章 集落の整備	57
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	

第11章 地域文化の振興等	59
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	61
1 現況と問題点	
2 その対策	
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	62
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
4 公共施設等総合管理計画等との整合	
【過疎地域持続的発展特別事業】	64

第1章 基本的な事項

1 長島町の概況

(1) 長島町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的諸条件

長島町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部に位置し、四方を東シナ海、八代海、長島海峡等の海に囲まれ、島の北部一帯は、雲仙天草国立公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれた地域です。長島本島と獅子島、伊唐島及び諸浦島の有人島と大小19の無人島で構成され、面積は116.19平方キロメートルです。

長島は、南は阿久根市と黒之瀬戸海峡で隔たれていましたが、昭和49年4月に黒之瀬戸大橋の開通によって陸路で結ばれ、長島本島は離島から半島化しました。さらに、平成2年9月、有料であった黒之瀬戸大橋の無料化も実現しました。また、平成8年8月には、長島本島と伊唐島を結ぶ伊唐大橋が開通したため、現在獅子島だけが唯一の有人離島となっています。

地質は、ほとんどが安山岩の風化したもので、表土は重粘土、下層は全面礫質で覆われており、土地の上や土中には転石が点在しています。また、諸浦・獅子島地帯は白亜紀層と古第三紀層を形成し、特に獅子島は古代に隆起した島で山頂まで貝類の化石が多くみられます。

気温は、海流の影響で県本土よりもやや高く、年間平均気温は19.0℃で、台風の影響を受けやすくなっています。雨量は、県内の本土地域と比較した場合、梅雨期、台風期、冬期ともに年間を通じて少ない（年間降水量は2,807mm）ですが、温暖な気候は本町農業にとっては有利な条件となっています。

※年間平均気温、年間降水量は令和6年阿久根特別地域気象観測所測定数値

② 歴史的諸条件

5世紀から7世紀にかけて築造された古墳が海岸地帯に数多くあり、古くからかなり開けた島であったと思われる。また、万葉集に歌われた最南の地、遣唐使船の漂着地としても知られています。長島は、戦国時代まで肥後国に属していましたが、永禄8年(1565年)島津常陸守忠兼が、時の領主天草越前正を堂崎城に攻め、これを領し、以後島津氏の支配するところとなり、江戸時代は薩摩藩に属し長島郷となりました。

明治4年の廃藩置県によって長島は鹿児島県に属し、明治22年、市町村制施行により長島郷を東西に分け、東長島村と西長島村に改称され、東長島村は昭和31年7月の町制施行により東町となり、西長島村は、昭和35年1月に長島町となりましたが、平成の大合併により、両町は平成18年3月に合併し、長島町となりました。

③ 社会的諸条件

長い間離島であったため、全ての面で発展が遅れ、生活文化、医療、産業など本土に比べ相当の立ち遅れが見られました。しかし、昭和49年4月に黒之瀬戸大橋が開通し、長島は架橋半島となり、以後本土との流通が大きく前進し、本町の諸施策とあいまって急速に発展してきました。

本町の生活圏域は、黒之瀬戸大橋の開通とモータリゼーションの発達によって拡大しました。このため、近接市町つまり広域圏内での商圏、医療、就業上での結びつきは強くなってきており、今後さらに進展するものと思われます。しかし、一方では、公共交

通機関（本町の場合は乗合バス）の利用者が減少し、バスの便数が減少してきたことから、自家用車をもたない人々にとっては一層不便となってきました。

④ 経済的諸条件

長島町では、15歳以上64歳までの生産年齢人口は、平成22年国勢調査では5,974人でしたが、令和2年度には4,770人と、わずか10年で20.2%も減少しました。これは、町の経済を支えてきた労働力人口が減少していることを示しています。

次に、就業者を産業別人口の割合で比較すると、平成22年国勢調査では第1次産業が43.3%、第2次産業18.2%、第3次産業38.4%でしたが、令和2年では第1次産業38.6%、第2次産業17.3%、第3次産業44.0%となり、10年間で、第1次産業は4.7ポイント、第2次産業は0.9ポイント減少し、逆に第3次産業は5.6ポイント上昇しています。

町民の所得金額は、人口1人当たりの町民所得を県民所得と比較した場合、平成21年と平成22年に発生した赤潮被害の影響などにより、平成22年度は81.07%と減少していましたが、令和4年度は、県平均所得を3.6ポイント上回る平均所得となっています。

町民所得の推移（人口1人当たり）

（単位：円）

区分 \ 年度	S50年度	S60年度	H2年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R4年度
長島町	570,615	1,388,286	1,814,562	2,181,957	1,846,709	1,946,748	2,391,000	2,473,000	2,820,000
県平均	798,921	1,598,245	2,054,075	2,348,418	2,272,756	2,401,172	2,359,000	2,470,000	2,722,000
県民所得差 (%)	71.42%	86.86%	88.34%	92.91%	81.25%	81.07%	101.36%	100.12%	103.60%

産業別総生産は、平成 23 年度と令和 4 年度を比較し、13.1%増加しました。第一次産業では、平成 21 年と平成 22 年に発生した赤潮被害の影響から回復傾向にあることと、バレイショ 価格の安定により 54.7%と大幅な増加となっています。第二次産業では、特産の焼酎等の製造業が若干低迷していますが、公共事業の増加等の影響で建設業は、14.8%の増加となっています。第三次産業では、卸売・小売業が 18.6%の減少となっています。

町内総生産（市町村民所得推計）

（単位：百万円）

	総生産										
		第一次			第二次			第三次			
			農業	林業	水産業	製造業	建設業	卸売・小売	その他		
平成23年度	35,132	8,149	4,279	91	3,778	9,417	5,187	4,229	17,314	2,500	14,814
平成27年度	39,923	12,280	5,770	68	6,442	8,627	4,645	3,982	18,696	2,997	15,699
令和2年度	37,461	10,479	6,041	78	4,360	7,838	2,965	4,873	18,895	2,042	16,853
令和4年度	39,724	12,609	6,398	84	6,127	7,832	2,976	4,856	18,800	2,034	16,766
伸率 (H23-R4)	13.1%	54.7%	49.5%	-7.7%	62.2%	-16.8%	-42.6%	14.8%	8.6%	-18.6%	13.2%

・総生産額＝第一～三次産業＋輸入品に課せられる税・関税－総資本形成に係る消費税・帰属利子

（２）長島町における過疎の状況

① 人口等の動向

長島町の人口は、昭和 35 年の国勢調査で 21,179 人であったのをピークに、その後少しずつ減少をはじめました。令和 2 年国勢調査では 9,705 人となり、60 年間の人口減少率は 54.2%となりました。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、長島町の人口は今後も減少が続き、2050 年には 5,897 人になると予測されています。これは、長島町内唯一の高校であった県立長島高校が平成 19 年に閉校したことや、新卒の若年労働力のほとんどが職を求めて県外あるいは町外へ流出しているためであり、このことは、過去の若年層の流出による生産年齢の減少と高齢化で、死亡が出生を上回るという自然減少の要因となっており、本町における過疎化は、今後ますます進行するものと思われます。

このように若者が定住できない要因としては、本町の主産業が第一次産業であり、雇用能力が少なく、所得も不安定であること、農業の耕地面積も少ないこと、さらに、都市部から遠隔の地にあるため、住環境・医療・教育・文化・買物・娯楽・レクリエーション等の都市機能の享受が難しいこと等が考えられます。

若者の減少は、生産力と地域連帯意識の低下を招き、町の各種振興計画の推進はもちろん地域社会の維持にも影響が心配されます。

一方、長島町における合計特殊出生率は、全国屈指の高水準である 2.0 前後を今後も維持すると見込まれており、長島版総合戦略に基づいたさまざまな政策を着実に実行していくことで、人口減少に歯止めをかけていきます。

② これまでの過疎対策と現在の課題

昭和45年、当時の急激な人口減少を防止することを目的に、過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として成立しました。昭和55年頃から人口の急激な減少傾向は一応おさまりましたが、若者が流出したことにより地域社会の機能が低下したため、生活環境や生産基盤の整備に力点を置いた過疎地域振興特別措置法が、やはり10年間の期限法で施行されました。平成2年からの10年間は過疎地域活性化特別措置法が、平成12年からの10年間は過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年から令和7年は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、着実な過疎対策が講じられてきたところです。本町では、この5つの法律でそれぞれ過疎地域としての指定を受け、55年間各種の過疎対策事業を実施してきました。これまでの過疎法等による対策と課題を事業区分ごとに検討すると、次のとおりです。

ア 産業の振興

産業の振興は、本町の立地条件から外部からの大規模な企業誘致は望めないため、自然を生かした農林水産業の振興と、その生産物の付加価値を高める六次化産業の創出を計画の柱として、過疎対策事業で最も多くの資金を投入し、町民生活を支える経済的基盤の確立に努めてきました。

第一次産業である農業においては、農地の基盤整備を農業構造改善事業や県営ほ場整備事業等により、区画整理が計画的に実施され、労働の省力化や生産性の向上につながってきました。しかし、中山間地域等では、未整備地区も残っており、耕作放棄地の要因にもなっており、今後も計画的に区画整備を進める必要があります。

また、農道は、農産物の輸送、管理道路としての利用効果は極めて高いものの、整備率は十分でなく、今後も計画的に整備を進める必要があります。

本町の主要品目は、赤土ばれいしょと紅甘夏が定着しており、かごしまブランド産品に指定され、銘柄の確立が図られていることから、生産者の栽培意欲が向上し、面積、生産量ともに飛躍的に拡大しました。特にばれいしょは、「長島地区の赤土ばれいしょ」として栽培面積1,036ヘクタールの県内有数の大産地に成長しました。

果樹は、品種転換が激しい中、温州みかん、普通甘夏から紅甘夏への転換が進められており、近年では、大将季の施設栽培も拡大しているところです。

また、農業生産額の大半を占める畜産については、国際化の中、輸入自由化の影響で、今後の見通しが不安定です。濃厚飼料については、穀物輸入飼料に頼っており、輸出国の気候に左右され、近年においては高値で推移しています。家畜防疫については、国際化の中、悪性伝染病の発生（鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫）等があり、不安を隠せない状況となっています。なお、家畜ふん尿処理等環境保全対策で畜産経営は厳しい状況下であるが安心して安全な畜産物生産に努力が続けられています。

漁業は、ブリ養殖の分野で振興が見られ後継者も確保されていますが、近年、海水温の上昇などにより赤潮の発生が増加傾向にあり、恒久的な対策を講じる必要があります。また、獲る漁業では資源の減少問題もあり、資源管理型漁業への移行が進められています。

第二次産業である製造業は、本町の特産品である焼酎工場の増改築や瓶詰め工場である長島醸造の増築移転、縫製工場の増築、地域総合整備融資による新たな立地など好材料がありました。焼酎については本町の銘柄は県内有数の人気を誇り順調に売り

上げを伸ばし、平成 16 年からの全国的焼酎ブームによって製造が追いつかない人気となりましたが、そのブームもかげりが見られ、近年は出荷量が減少傾向にあります。

商業は、モータリゼーションの発達などの要件により購買力は阿久根市、出水市等の大型店に流出していきました。この間、人口や地理的条件から商店街の形成など大規模な対策については、資金もなくまた効果は期待できないと考えられたため取られませんでした。そのような中で、商工会スタンプ会の発足やAコープの進出で若干の拡大が図られましたが、従来からの近隣型商店は不振で廃業したものも多く、そのためマイカーを持たない高齢者等は買物が不便になっています。

観光については、合併前の旧両町において、それぞれ大型宿泊施設の建設や温泉センターを建設し、入り込み客の増加を図りました。しかし、バブル崩壊後からの観光不況や、施設の老朽化により、利用者を満足させる施設としての改善・改良が進んでいないため、今後は、民間を交えて、観光のあり方を協議しながら、最近の観光動向やニーズを的確に把握し、長島に残された自然を生かした観光をどうしていくか検討していく必要があります。

イ 交通通信体系の整備

昭和 45 年からの 50 年間で、黒之瀬戸大橋の完成、主要地方道の国道 389 号への格上げ、蔵之元・牛深フェリー及び諸浦・獅子島を結ぶフェリーの大型化など、本町を通る基幹動脈は大変発展しました。この 50 年間で実施した過疎対策事業の内訳を見ると、主要幹線町道や農林道の改良舗装、港湾、防災無線施設など諸活動の根幹となる交通通信体系の整備を産業の振興とともに最優先課題として整備に努めてきました。

このため、交通体系は飛躍的な発展をみましたが、それでもまだ幅員狭小の未整備の道路も多く、厳しい財政事情の中、財源を確保しながら幅員の拡大など本計画に引き継ぐ事業も多くあります。

また、公共交通機関である定期路線バスと巡回バスは、運行していた民間企業が路線バスは令和 6 年 9 月末で、巡回バスは令和 7 年 3 月末で撤退したため、町が実施主体となり、代替の乗合バス等の運行を始めています。今後も引き続き、町外へ通学する高校生や高齢者をはじめとした交通弱者等の町内における交通手段を確保していく必要があります。

テレビ難視聴地域の解消は、テレビ共同受信施設の設置から相当の年数が経過し、施設の老朽化に伴う更新工事の必要性が高まっています。NHK 共聴施設で整備した施設以外の施設については、1 世帯あたりの負担が 4~5 倍になり施設の更新が困難な状況であったため、老朽化が著しい 2 地区において、無線方式の共聴施設を町で整備しました。

高速ブロードバンド（光ブロードバンド）については、令和 2 年度に山門野地区・川床地区・獅子島地区での整備が完了し、長島町全域で高速ブロードバンドの利用が可能となりました。

ウ 生活環境の整備

水道は、過去の過疎対策の中で年次的計画的に整備を進め、町内全域に給水できる

ようになり普及率も 99%を越すに至りました。

しかし、日常生活において水需要は増加しており、老朽化した施設の改修や増補の必要に迫られています。さらに、島嶼という地理的問題から地下水の量について不安もあり、多目的ダム等による水資源の確保も課題となっています。

し尿処理、ごみ処理は、広域処理で実施していますが、住民生活の近代化に伴い生活雑排水処理問題などが課題であり、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業などの下水道事業による計画的な更新事業やダウンサイジング事業の推進が必要です。

消防は、消防団拠点施設・防火水槽・消防機械器具を計画的に整備してきました。今後も計画的な整備が必要となっています。

住宅の整備は、これまで計画的に建設整備を図ってきましたが、若年層や低所得層の住宅取得は困難であり、今後も定住促進対策として公営住宅の計画的な整備が必要となっています。

エ 高齢者の福祉その他の福祉

過疎地域活性化計画により長島町立養護老人ホーム「長生園」の増改築事業を実施し入所者の居住条件を改善しました。障がい者福祉においては、平成 25 年の障害者総合支援法への改正により、難病の方も対象になるなど、制度が充実してきています。3 年を一期とする「障がい福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域社会の実現を推進していきます。

介護保険制度は平成 12 年度から導入され、制度の浸透と改善が図られてきています。高齢者に対する生活支援は介護保険制度のみで達成されるものではなく、地域包括ケアシステムにより地域福祉を総合的に推進していくことが求められています。今後は第 9 期「老人福祉計画及び介護保険事業計画」の下、保健・福祉・介護の連携が密に図られる体制を整備していく必要があります。

オ 医療の確保

長島町の医療の現況については、町立の診療所（国民健康保険直営診療所 2 箇所、へき地診療所 2 箇所（うち 1 診療所は休診））、民間の診療所 2 箇所と歯科診療所 2 箇所があり、町民の健康管理にあたっています。

今後も令和 2 年度に建て替えた、町立の鷹巣診療所を中心に地域医療の充実を図っていきます。

カ 教育文化の振興

教育施設の整備については、緊急措置法の時代から力をいれ多額の資金を投資してきました。

学校教育は、町立幼稚園 1 園、小学校 7 校、中学校 5 校があり、全て鉄筋校舎です。今後も、老朽化した施設の改修と、次代の教育に対応した施設・設備の充実を図っていく必要があります。また、少子化に伴い複式学級の解消など、子どもたちのためによりよい教育環境を整えることを前提に、小中学校統合再編に向けて推進する必要があります。

社会教育施設では、全自治公民館に集会施設や過疎地域総合センター（文化ホール）

を建設しました。どちらも、住民の集会はもとより町民が芸術文化に接する場となり、地域文化や町おこしの起爆剤となりました。

一方、スポーツ施設も、町民運動広場や総合町民体育館、全天候対応型交流施設（ゲートボール場）、武道館、B & G海洋センター、集落広場等の施設が整備されており、さらに各種補助事業を導入して総合運動公園も整備中であり、住民がいつでもどこでもスポーツレクリエーションを楽しむことができる体制づくりは進みつつあるものの、施設の時代に即した機能拡充と老朽化に伴う、改修の時期に来ています。

青少年の健全育成は、地域ぐるみの健全育成に取り組み一定の成果をあげています。なかでもスポーツ少年団の活動も活発ですが、少子化が進み次第に団員不足に悩まされるようになり、今後は学校の枠を超えた活動のあり方も検討が必要になってきています。

過疎地域持続的発展計画（4カ年）の実績

（単位：千円）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計	
持続的 発展 施策 区分	移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	57,494	80,519	58,771	64,532	261,316
	産業の振興	1,084,170	1,189,659	1,470,732	1,440,350	6,577,062
	地域における情報化	4,852	21,747	31,240	0	57,839
	交通施設の整備, 交通手段の確保	652,564	1,111,340	739,394	610,889	4,443,039
	生活環境の整備	195,185	319,261	389,792	371,874	1,674,017
	子育て環境の確保、高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	1,678,538	1,670,188	1,897,347	1,758,928	7,071,054
	医療の確保	83,017	69,788	69,909	68,233	391,756
	教育の振興	248,292	383,320	214,947	643,726	1,744,509
	集落の整備	53,983	54,057	53,464	56,000	280,348
	地域文化の振興等	0	0	0	33,220	33,220
	再生可能エネルギーの利用の推進	0	0	17,883	719,829	737,712
	その他地域の持続的発展に関し必 要な事項	136,257	44,054	6,108	6,914	215,703
	総事業費	4,194,352	4,943,933	4,949,587	5,774,495	23,487,575

③ 今後の見通し

過去 55 年間の過疎対策事業の積極的な運用によって、本町の経済的基盤は徐々に整備されてきました。

なかでも黒之瀬戸大橋の完成と天草方面へのフェリー就航は、本町の流通条件を一挙に改善し、社会経済をはじめとする各分野で大きな変革をもたらしました。今後は、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の全線開通や、島原天草長島連絡道路の事業着手など、更なる発展が期待されています。

今後は公営住宅の整備や空き家対策、生活雑排水処理施設の整備、巡回バスの運行、居住条件、生活環境の整備を優先的に行い若者が定住し、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる快適で魅力ある地域づくりを目指しています。

また、地域の活力を取り戻すため、地域内外に魅力的で個性的な情報発信を行うとと

もに、住民のチャレンジ精神を発揮する場を設けていく必要があります。人的交流や物的交流活動の展開によって長島の農林水産物の銘柄の確立と、6次化産業等地場産業の創設を推進するとともに、新たな観光のあり方を研究し、「花と石積みのまち」をPRするなど、本町の豊かな自然を生かした観光の振興を図ります。

本町における高齢者比率は、昭和35年で6.4%でしたが、昭和50年で12.7%、平成2年では18.9%、平成22年では32.0%、令和2年では36.6%と急速に増加しています。

しかし、これら的高齢者の中には元気であり、まだ社会の一員として活躍したい意向をもっている人が多いので、従来の高齢者福祉の発想を超えた、積極的な社会参加を含めた総合的高齢者施策の展開を図っていくことが必要です。

高齢者の福祉施設は一応の整備をしましたが、今後は、高齢者を抱える家庭の介護問題に対応する在宅福祉施策として、ホームヘルパーによる介護支援や、介護度の高い要介護者の施設入所待機者の改善など介護保険の一層の充実を図る必要があります。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

労働力人口を見ると、令和2年の国勢調査で総数5,192人であり、これは、昭和35年の労働力人口10,829人と比べると52.1%の減少で、65年間減少の一途をたどってきました。急激な労働力人口の減少は、昭和50年代にはやや鈍りましたが、平成以降、高齢化が一層進行していることを示しています。

産業別就業人口の構成では、昭和35年では第一次産業が82.1%と圧倒的でしたが、徐々に減少し、令和2年では38.6%となっています。

第二次産業は、大きな工場は立地していませんが、建設業から農業への転向や兼業化が進んでおり、製造業では従来からの焼酎製造業に加え、縫製工場が立地し女性の雇用が進みました。建設業は、公共事業の増加によりおおむね好調ですが、焼酎製造業は近年、出荷量が減少傾向にあります。

第3次産業は、町の総人口が減少しているにもかかわらず、就業人口、所得ともに安定傾向にあります。昭和35年は1,364人で構成比にして12.6%でしたが、昭和60年は1,915人、平成22年では2,208人、令和2年では2,289人と労働力人口の44.1%を占めています。本町においても産業別就業構造が第三次産業へ転換しつつあることが伺えます。

② 地域の経済的な立地特性

本町は、南は黒之瀬戸海峡で阿久根市と隔てられ、西北部は熊本県天草と長島海峡で隔てられた離島でしたが、昭和49年黒之瀬戸大橋の開通により阿久根市と陸続きになりました。これにより、輸送園芸の振興や養殖漁業の振興など農林水産物の流通にも飛躍的な改善が見られ、離島時代のハンデは相当に解消されました。本町の主産業は第一次産業であり、近年町民所得は増加傾向にあります。因みに鹿児島県民所得に対して本町の町民所得は、平成22年度で81.07%、令和4年度で103.60%となっています。平成26年度までは県民所得へ到達することが出来ていませんでしたが、平成27年度以降は、県民所得を上回る町民所得となっています。

本町の生活圏域は、従来、南部は阿久根市、北部は天草地域（天草市）に依存していましたが、黒之瀬戸大橋の完成により阿久根市、出水市を中心に薩摩川内市、鹿児島市

にまで及ぶようになりました。一方、長島海峡を隔てて熊本県との県境の町に当たる本町は農水産物の流通や医療など天草地域（天草市）との関係も深く、現在構想が推進されている島原・天草・長島架橋構想にける期待は大きいものがあります。

今後も引き続き、第一次産業を中心に、これを生かした第二次産業・第三次産業の振興を図って六次産業化を促進していく必要があります。

③ 社会経済発展の方向

本町は、国民の食糧基地としての役割と、サンセットラインなど、自然景観と海洋を生かした保養地としての役割が高いといえます。

そのため、第一次産業を中心として、第二次産業や第三次産業との交流を進める中で地域産品の加工業の創出や観光拠点施設の整備を図るなど、町民の経済基盤の確立を図っていく必要があります。

また、若者の定着を促進するため住宅等の生活環境施設や娯楽施設の配置も必要となっています。

さらには、国全体で高齢化が進む中で、本町は一段と高齢化が進み、産業活動への影響、社会保障費の負担増など社会・経済全般にわたるひずみ現象の出現が予想されるので、適切な対応が必要です。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

本町の人口の推移と動向は、表 1-1(1)のとおりです。

昭和 35 年には 21,179 人でしたが、昭和 40 年には 18,518 人となり、さらに昭和 45 年には 15,929 人となって、この間年平均 500 人以上という急激な減少傾向が続きました。しかし、昭和 47 年ごろからは徐々に減少傾向が鈍化し、昭和 49 年には黒之瀬戸大橋が開通し九州本土と陸路で結ばれたことから、昭和 53 年ごろにはUターン等も増え若干の増加傾向も見られました。しかし、平成 2 年頃からは出生よりも死亡が多くなる自然減少が始まりました。この傾向は、今後も特段の事情がない限り続くと思われます。今後は、本計画の推進などの施策を通じて魅力ある地域を作り出し、若者の定住を促進して急激な人口減少を防止し、社会構造の激変を避け緩やかに次の時代に移行する必要があります。

人口構成を見ると高齢人口は年々増加し、昭和 35 年には 1,361 人で総人口の 6.4% でしたが、昭和 50 年には 1,895 人で 12.7% に達し、この増加傾向は平均寿命の伸びとともに年々加速しました。そして、平成 2 年には 2,611 人で 18.9%、平成 22 年には 3,550 人で 32.0%、令和 2 年には 3,551 人で 36.6% と増加し、ついに 3 割を越すこととなりました。

長島町の特殊出生率は未だに 2 人台と全国平均よりかなり高く、近年のわが国の出生率の低下に対しては過疎地とはいえながらも貢献しています。しかし、本町においても出生率は低下しており、さらには過去の生産人口の流出もあって 14 歳以下人口の減少が目立ちます。総人口は昭和 35 年の 21,179 人から令和 2 年の 9,705 人へと 54.2% も減少していますが、14 歳以下人口は昭和 35 年の 8,794 人から令和 2 年の 1,384 人へと 84.3% も減少しています。

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口については、昭和 35 年の 10,916 人から令和 2 年

の 4,770 人と 56.3%の減少で総人口の減少率とほぼ同じですが、この内若年人口といわれる 15 歳から 29 歳は昭和 35 年の 3,387 人から令和 2 年の 849 人と 74.9%も減少しており、若年層の減少が目立ちます。

余りにも急激な高齢化や人口減少を避け、社会構造の激変を避けるためにも若者の定住化を促進する施策の展開が重要となっています。また、男女別人口の構成比を見ると、表 1-1(2)の通りで、令和 7 年 3 月 31 日時点では、2.2%女性が男性よりも多くなっています。

(2) 産業構造

表 1-1(4)で就業別人口の変化を見ると、過去、高度成長の過程で本町の基幹産業である第一次産業就業者が都市部へ大量に流出したことが伺えます。本町は高い技術に裏打ちされた畜産業、赤土バレイショ、花き等の園芸、養殖ブリ、長島海峡アジなど、優れた農水産物を有しており、これらの特色を大いに伸ばし、後継者を育てる必要があります。

第二次産業は農業の機械化、近代化による農家の余剰労働力や現金収入を求める農家が建設業や縫製工場等に従事してきました。また、農家の兼業化を促進してきましたが、今後は公共事業の縮小や、製造業の海外移転等による規模縮小のため、本町では減少すると思われます。本町の特産品であるいも焼酎は県内外で特に高い評価を受けていますが、近年は出荷量が減少傾向にあるため、地域活性化とブランド化を併せた製品を積極的に開発する必要があります。

第三次産業は、産業のソフト化・サービス業化という国全体の動向から次第に増加してきました。しかし、今後福祉部門で若干の雇用力はありますが、商業部門では阿久根市や出水市に集中し本町では発展は困難であると思われます。一方、観光は、形態が団体型から個人型、見る観光から体験型観光に変わっていることから、本町の豊かな自然や農水産物を利用した魅力をいかに売り出すかが課題となっています。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成22年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,179	人 14,940	% -29.5	人 13,801	% -7.6	人 11,105	% -19.5	人 9,705	% -12.6
0歳～14歳	8,794	3,893	-55.7	3,015	-22.6	1,581	-47.6	1,384	-12.5
15歳～64歳	10,916	9,152	-16.2	8,175	-10.7	5,974	-26.9	4,770	-20.2
うち 15歳～29歳(a)	3,387	2,474	-27.0	1,650	-33.3	1,200	-27.3	849	-29.3
65歳以上 (b)	1,361	1,895	39.2	2,611	37.8	3,550	36.0	3,551	0.0
(a)/総数 若年者比率	16.0%	16.6%	—	12.0%	—	10.8%	—	8.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.4%	12.7%	—	18.9%	—	32.0%	—	36.6%	—

表 1-1(2)人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成17年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 12,453	—	人 10,975	—	% -11.9%	人 10,259	—	% -6.5%
男	5,988	48.1%	5,300	48.3%	-11.5%	4,983	48.6%	-6.0%
女	6,465	51.9%	5,675	51.7%	-12.2%	5,276	51.4%	-7.0%

区 分	令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 9,158	—	% -10.7%	
男 (外国人住民除く)	4,477	48.9%	-10.2%	
女 (外国人住民除く)	4,681	51.1%	-11.3%	
参 考	男(外国人住民)	30	0.3%	—
	女(外国人住民)	68	0.7%	—

表 1-1(3)人口の見通し（長島大陸みらい創生総合戦略）

区分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総数（人）	9,705	8,980	8,304	7,632	7,020	6,448

表 1-1(4)産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,829	人	8,929	-17.5%	8,110	-9.2%	7,614	-6.1%	7,684	0.9%
第一次産業 就業人口比率	82.1%		78.9%	—	72.8%	—	66.8%	—	56.5%	—
第二次産業 就業人口比率	5.3%		6.5%	—	8.0%	—	14.3%	—	19.5%	—
第三次産業 就業人口比率	12.6%		14.6%	—	19.2%	—	18.9%	—	24.0%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,512	-2.2%	6,997	-6.9%	6,844	-2.2%	6,563	-4.1%	6,338	-3.4%
第一次産業 就業人口比率	56.4%	—	49.4%	—	46.2%	—	41.5%	—	43.8%	—
第二次産業 就業人口比率	18.1%	—	21.9%	—	23.6%	—	23.2%	—	19.8%	—
第三次産業 就業人口比率	25.5%	—	28.7%	—	30.2%	—	35.3%	—	36.3%	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,753	-9.2%	5,746	-0.1%	5,192	-9.6%
第一次産業 就業人口比率	43.3%	—	40.2%	—	38.6%	—
第二次産業 就業人口比率	18.2%	—	18.1%	—	17.3%	—
第三次産業 就業人口比率	38.4%	—	41.6%	—	44.1%	—

3 行財政の状況

近年の価値観の多様化、住民意識の変化によって、行政需要は質・量ともに増大してきました。したがって、これらの住民の要求に応え合理的・能率的行政運営を図るため行政組織の改革やコンピューターの導入など事務事業の見直しを行ってきたところです。今後、景気動向は不確実な要素も多く、町税をはじめとする自主財源の確保に努めながら国・県との連携のもと、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政の効率的な運営を図っていく必要があります。

広域行政については、北薩広域行政事務組合に加入し塵芥及びし尿、介護認定審査事務を処理し、他に一部事務組合として、阿久根地区消防組合による常備消防の共同処理を行い、事務事業の効率化と経費の節減に努めています。

財政の状況は、表 1-2(1)の通りですが、財政力指数は令和 5 年度で 0.18 と低く、自主財源に乏しい状況となっています。一般財源は地方交付税に依存し、各種振興事業実施のため国県支出金及び地方債などの特定財源で積極的に補足し、投資的経費の確保を図っている現状です。平成 22 年度と比較して、令和 5 年度の経常収支比率は 7.0 ポイント悪化しており、依然として厳しい財政状況にあります。

町の公共施設の整備状況は表 1-2(2)の通りです。黒之瀬戸大橋が開通するまで離島であったことや財政基盤が弱いことなどから、県内他町村と比べ立ち後れていましたが、過疎法の施行によって町道の改良率が昭和 55 年度末の 18.6%から令和 5 年度末には 90.2%に、同舗装率が 43.5%から 99.5%に引き上げられるなど、著しい発展を見せました。

この 55 年間で、黒之瀬戸大橋の開通後の交通量の増大や九州西海岸観光ルートの中継拠点としての役割を果たせるよう、基幹町道や農林道の整備、太陽の里、日本マンダリンセンター、水産種苗センター、自然休養村、青少年旅行村、道の駅・長島、道の駅・黒之瀬戸だんだん市場等の基幹的な施設を整備、さらに老人ホームの増改築、温泉センター建設等高齢化社会に対応した福祉施設の整備充実にも力を入れてきました。

さらに、ごみ処理やし尿処理の広域共同処理をはじめ、合併処理浄化槽設置整備事業等を進めており、教育文化施設の整備では自治公民館単位や大字単位での集会施設の建設、歴史民俗資料館や過疎地域総合センター（文化ホール）の建設、獅子島小学校の建設や教育機器の整備を行いました。

医療の面でも、老朽化した鷹巣診療所の建て替えを実施し、水道については、施設の新設や増補で対応して普及率を 99%台までに引き上げるなど、施設整備が図られています。

表 1-2(1)長島町の財政の状況

(単位：千円)

	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	10,860,000	12,599,625	14,292,697	13,014,290
一般財源	6,134,125	6,082,667	5,575,762	5,991,343
国庫支出金	1,293,082	1,685,485	3,398,596	1,662,629
都道府県支出金	922,395	827,669	1,209,417	1,223,031
地方債	1,516,800	1,677,000	2,175,416	1,513,297
うち過疎債	709,000	741,300	1,130,300	952,500
その他	993,598	2,326,804	1,933,506	2,623,990
歳出総額 B	10,084,895	11,481,696	13,651,038	12,303,726
義務的経費	4,412,656	4,542,009	4,598,658	5,129,529
投資的経費	1,183,929	2,035,127	3,887,143	2,924,348
うち普通建設事業	1,150,803	1,959,310	3,394,087	2,654,792
その他	3,624,506	3,928,023	3,362,090	2,466,989
過疎対策事業費	863,804	976,537	1,803,147	1,782,860
歳入歳出差引額 C (A-B)	775,105	1,117,929	641,659	710,564
翌年度へ繰越すべき財源 D	186,224	508,028	104,587	85,211
実質収支 C-D	588,881	609,901	537,072	625,353
財政力指数	0.18	0.18	0.18	0.18
公債費負担比率	21.0	21.8	20.4	20.9
実質公債費比率	11.2	8.9	8.1	9.4
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	82.9	85.8	89.2	89.9
将来負担比率	42.5	10.2	4.1	—
地方債現在高	13,613,515	14,287,331	16,672,490	16,262,182

過疎対策事業費は、過疎債を活用した事業である。

投資的経費は、本来の投資的経費から上記の過疎対策事業費を差し引いた金額を記載している。

歳出総額B = 義務的経費 + 投資的経費 + その他 + 過疎対策事業費

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和5 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	18.6	84.5	87.0	88.6	89.4	90.2
舗 装 率 (%)	43.5	91.5	94.4	93.0	99.4	99.5
農 道						
延 長 (m)	-	-	-	196,494	204,746	204,746
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	61.9	137.2	139.4	-	-	-
林 道						
延 長 (m)	57,071	82,518	104,083	110,829	111,997	89,979
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	10.9	12.8	15.6	-	-	-
水 道 普 及 率 (%)	96.4	98.9	98.5	99.3	99.4	99.2
水 洗 化 率 (%)	0	14.3	30.9	64.3	94.1	96.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0	0
	22	19	19	19	19	19

4 地域の持続的発展の基本方針

本町は、平成 29 年度に、「長島町総合振興計画」（平成 29 年度～令和 8 年度）を策定し、“夢と活力があり、住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり”を基本理念として基本構想を設定しています。

今般策定する過疎地域持続的発展計画は、当該総合振興計画の実施計画として位置づけ着実に実施していくものとします。

これらを踏まえ、地域の活性化を図り、豊かな夢と活力があるべき姿を次のとおり掲げ、本町の基本方針としました。

- (1) 夢と希望に満ちたまちづくり（社会基盤）
- (2) 快適で住みよいまちづくり（生活環境）
- (3) 活力あるまちづくり（産業振興）
- (4) 健康で生きがいの持てる福祉のまちづくり（医療・福祉）
- (5) 地域の特性を生かした教育・文化のまちづくり（教育・文化）
- (6) 自主性、自立性が高く町民が主体のまちづくり（町民参画、行財政）

(1) 夢と希望に満ちたまちづくり（社会基盤）

本町を通る基幹動脈は、昭和 45 年からの 55 年間で、黒之瀬戸大橋の完成、主要地方道の国道 389 号への格上げや蔵之元・牛深フェリー及び諸浦・獅子島を結ぶフェリーの大型化と増便、そして九州新幹線の開通など大きく進展しました。

現在、南九州西回り自動車道や北薩横断道路の整備も着々と進んでいます。島原・天草・長島間を結ぶ三県架橋構想も実現に向けて前進しています。長島でただ一つの有人離島である獅子島の架橋実現に向けては粘り強い運動を続けていく必要があります。

今後、夢と希望に満ちたまちづくりを進めるためには、幹線道路の整備を図るとともに河川、港湾、情報通信施設等を一体的に整備し、地域の活性化や本町への定住促進を図る必要があります。

また、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して河川の改修や急傾斜地崩壊対策に取り組めます。

(2) 快適で住みよいまちづくり（生活環境）

豊かな自然に恵まれた本町は、山の幸、海の幸が豊富です。この豊かな自然環境資源と人が調和し、快適で住みよいまちづくりを行うためには、町民生活の安全の確保を図りながら、自然環境の保全や住宅、浄化槽施設の整備を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、消防・救急業務の強化と防災施設の整備等を行います。

(3) 活力あるまちづくり（産業振興）

本町は伊唐島を除き、丘陵起伏して平地に乏しく、耕地の大半は階段状です。年間平均気温は 19.0℃、年間降水量は 2,807 mm であり、温暖な気候など地域の特性を生かした農業や林業、水産業が行われています。

今後、本町の発展を支え、活力あるまちづくりを生み出す源は産業振興にあります。このため、本町の豊かな自然を生かした第 1 次産業を振興し、雇用の確保や若者の定住などを行います。

また、I T（情報通信技術）の進展など社会経済の変化や町民ニーズの多様化等に対応し

た商工業、サービス業の振興を図るとともに、観光客のニーズにこたえ得る多様化した多彩で魅力ある観光地づくりを進めます。

※年間平均気温、年間降水量は令和6年阿久根特別地域気象観測所測定数値

(4) 健康で生きがいの持てる福祉のまちづくり（医療、福祉）

少子・高齢化が進行するなかで、町民一人ひとりが生涯にわたり健やかで安心して生き生きとした快適な生活を送ることのできる福祉のまちづくりが求められています。

このため、保健・医療に関する施策、事業の充実を図るとともに、平成19年4月から、きめ細かな福祉対策を実施するため、福祉事務所の業務をスタートさせ、町民のニーズに迅速に対応します。

また、高齢者が心身ともに健康な生活を送るために「老人福祉計画」や「介護保険事業計画」並びに「特定健康診査等実施計画」等に基づき、地域の保健・福祉システムの条件整備等をはじめとする総合的な健康管理システムの確立を図り、生きがいと希望の持てる医療・福祉のまちづくりを目指します。

(5) 地域の特性を生かした教育・文化のまちづくり（教育・文化）

国際化や高度情報化が進展するなか、新しい長島町を担う創造性豊かな人材の育成、確保が必要となっています。このため、幼児教育、学校教育、社会教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の整備を図るとともに、本町の持つ特性を生かし、家庭、学校、地域社会が一体となった教育を推進し、たくましく心豊かな児童・生徒の育成に努めます。

また、町民が学ぶ喜びを感じられる生涯学習体制の充実、強化や伝統芸能・伝統文化の保存、継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性ある地域づくりを進めます。

(6) 自主性、自立性が高く町民が主体のまちづくり（町民参画、行財政）

地方分権の進展に伴う事務量が複雑・増大化していくなかで、基本構想に揚げられた理念と将来目標を実現し、住民福祉の向上に的確に対応するため、行政改革大綱に基づき積極的に組織機構の見直しを進めます。

財政的には、効果的・効率的な行政運営を行い、施策の計画的推進を図ることとし、長期的な財政シミュレーションや起債計画を基に、健全財政を維持するとともに、持続可能な財政運営のできる体制づくりを行います。

また、関係機関、団体、町民一人ひとりが主体的にかつ連携を図りながら参画できるまちづくりの実現を図ることに努めます。そのためには、町民の意思、意見が十分に町政に反映されるようなきめ細やかな広報、公聴に努めるまちづくりを推進します。特に女性の視点での意見や社会参画を促進するとともに町民が主役のまちづくりを推進します。

5 地域の持続的発展の基本目標

(1) 人口に関する目標

「豊かな土壌とデジタルのチカラで人財を産み育て、回遊魚・出世魚の鱒のように戻ってくる長島」の実現（2045年人口8,126名）に向けて、基本的方向を設定し、具体的施策を推進します。

(2) 将来展望を実現するための戦略

令和7年2月に策定した「長島大陸みらい創生総合戦略」に掲げる、じゃがいも定住支援戦略、ぶりUターン支援戦略、みかんI Jターン支援戦略などの各種施策を実施し、基幹産業である農業・水産業の「安定した産業づくり」を軸として、長島の豊かな社会やコミュニティならではの「人財を産み育てる環境」を、地域資源やデジタル技術を活用してより充実させ、居続けたい・戻りたい・定着したいという希望に応えられる町づくりに取り組みます。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、実現のために施策ごとの数値目標を設定し、外部有識者等において毎年に検証・評価、進捗管理や改善をすることで、次世代につながる仕組みを確立します。

また、総合振興計画や総合戦略と連動しながら各種施策の検証・評価を行います。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、令和4年3月に改訂を行った「長島町公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針との整合性を図りながら適切に実施する。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備が「長島町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

基本方針① 保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減

建物系公共施設については、現在利用されておらず将来にわたる利活用の見込みが低い施設については廃止の決断をします。廃止となった施設については、積極的な売却・除却等を行います。利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進します。

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設の有効利用（機能移転、複合化、用途変更等）について検討します。

将来的な維持管理コストの試算を必ず実施したうえで判断をします。

基本方針② 長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減

建物系公共施設については、今後維持していく施設について計画的な点検や修繕等により、予防保全型の維持管理を実施していくことで施設の長寿命化を図ります。

土木系公共施設や企業会計施設等のインフラ系公共施設については、計画的・効率的な改修や更新を推進し、適切な維持管理を行います。

基本方針③ 施設管理の効率化によるコスト軽減

建物系公共施設については、今後維持していく施設の管理について民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取り組みを推進しつつ、PFI／PPPなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行います。

土木系公共施設や企業会計施設等のインフラ系公共施設については、管理点検の包括委託や民間活力の活用等により効率化を図り、管理運営コストを縮減します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

本町の人口は、少子高齢化に伴って減少を続けており、地域社会の担い手不足や生活サービスの維持、確保への影響が懸念されます。また、人口減少により、多くの空き家が存在することから、防災、防犯、衛生、環境等の面において、地域の課題となっている一方で、利活用が可能な空き家については、有用な資源としての活用が期待されています。

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする「地方回帰」の潮流が高まっており、コロナ禍を機にその流れは加速化しています。多様な価値観や暮らし方を求める移住希望者と、人口減少が進行する本町のそれぞれが課題を解消できるような取組が必要です。

これまで、町民による広域での交流、地理的状況を生かした他県との県際交流などが行われており、これらの活動等により、様々な情報交換、地域間の交流の推進を図り、地域で活躍する人材の育成、地域の魅力を高める取組につなげる必要があります。

2 その対策

移住定住促進イベントへの参加やオンライン等のイベントを開催し、移住希望者への相談対応、情報発信の充実等に努めます。

また、地域おこし協力隊を導入し、協力隊の就業、起業の支援を行うほか、効果的な活動や隊員間のネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や、任期終了後の定着等に向けた取組を支援します。

さらに、空き家バンク制度や空き家改修費補助制度の活用により、移住者向けの住まいの整備や地域の交流施設としての空き家活用を促進します。

地域の担い手が少なくなっている地域においては、地域住民との交流の機会を創出することで、関係人口の創出・拡大に取り組み、その地域の担い手確保につなげます。

地域づくりの担い手として、地域住民だけでなく、移住者や地域外の人材を含めて、地域内外の担い手を広くつなぎとめ、活用していくことが重要であり、地域づくりの中心的な役割を担う人材の育成や、産官学金との連携・交流等を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(1) 移住定住	地域おこし協力隊事業	町	
		移住体験住宅事業	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	空き家改修補助事業 (空き家の有効活用を通して、町内への移住 及び定住、産業振興、観光開発、交流促進等 による地域の活性化等を図るため、物件の改 修に要する経費の一部を補助する。)	町	
		婚活支援補助事業 (独身男女の出会いの場を提供し、結婚に至 る支援事業等を実施する団体に対して補助 する。)	町	

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

基幹産業である農業を取りまく情勢は、農業就業者の高齢化や他産業への流出といった現状に加え、農畜産物の輸入自由化の一層の進展や国内外の産地との競争激化、消費者の健康・安全志向の高まり等、極めて厳しいものがあり、環境にやさしい農業への取り組み等が求められています。

農家の経営耕地面積は、2020年農林業センサスによると、農家一戸平均で約98.5アールとなっています。

水田は、近年、積極的にほ場整備を進めてきましたが、一部に棚田等が残されており、補助事業等を活用し整備を進めていく必要があります。

畑地は海岸線から一部丘陵台地に階段状に開畑され、粘質土壌で転石が多く水源に乏しいため、近年は、ほ場整備やかんがい施設、土壌深耕など生産基盤の整備に力を入れ、補助事業の対象にならない小規模なものについては町単独事業で整備してきたところです。

農地の総面積は横ばいの傾向にありますが、農家数は年々減少していますので、農家一戸当たりの経営耕地面積は増加している状況となっています。しかしながら、山間部等で生産性の低い農地は流動化が進まず遊休農地が増加している状況であり、今後は農地の荒廃を防止し良好に保全管理を行う組織の拡充と育成をしていかなければならないと思われます。また、大きな山がなく、年間を通じて降雨量が少ない本町では、干ばつの影響を受けやすいため、農業用水の確保も緊急の課題となっています。

農家戸数を見ると、2010年の農林業センサスでは1,512戸ありましたが、2020年は1,088戸と28.0%減少しています。2020年農林業センサスによると、本町では1,088戸の農家の内、自給的農家は297戸で27.3%、販売農家は791戸で72.7%を占めています。

農業生産については、従来さつまいも、米の普通作を主体に豆類などの輸送野菜、温州ミカンを中心とした果樹、畜産の複合経営を推進してきましたが、近年の野菜価格の低迷、自然災害等による農業収入の不安定等、大きな課題となっています。

このため、畑作では、ばれいしょ・さつまいもに加え、にがうり、オクラ、まめ類等の輸送野菜や、施設大将季、花き等の収益性の高い作物の振興を図るとともに、土地基盤整備・経営近代化施設整備を進めています。

また、本町は夏期の農産物として、さつまいもが最も適しており長年栽培されてきました。さつまいもの加工やペースト・焼き芋加工などを行っています。

(2) 林業

本町土の63%を占める森林面積のうち、人工林面積は3,066haで人工林率は42%と県平均45%を若干下回っており、主要樹種の面積構成比は、スギが54%、ヒノキが38%、マツが4%となっている。それら人工林の主体であるスギ・ヒノキの齢級（林齢を5年の幅でくくったもの。林齢1～5年生を1齢級と数える。）構成を見てみると、4～9齢級の間伐を必要とする林分が595haの19%、10齢級以上の木材として利用すべきと考えられる林分が2,203haの72%となっていることから、森林の有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させるための森林施業に加え、経済的に活用できる森林については、主伐及び再造林等を実施することによって循環的に森林を利用し続けていく森林整備が重要となっている。

特用林産物についても、回転が長期にわたる林業の中での短期現金収入の道として期待され、タケノコ・シイタケなどの栽培も行われています。このため、ホダ木としてクヌギの植栽や竹林の改良など、生産基盤の整備が必要です。また、竹材の利用法の拡大のための研究も進めていく必要があります。

このほか、昭和42年の大干ばつで、防災・水源涵養機能としての森林の果たす役割への認識は高まってきています。水土保持林・共生林及び資源循環林としての重要性も一層認識が深まり、町土の保全、自然環境の保持、地球の緑を守るという観点に立って従来からの広葉樹林の役割が見直されています。

林道については、昭和41年以降毎年計画的に整備し、総延長は90.0kmとなっておりますが、本町の森林のほとんどが除間伐期に達し、林道や森林作業道への需要が高まっているので、これらの新設と舗装によって利用効率を上げていかなければならない状況にあります。

(3) 水産業

本町には2つの漁業協同組合が存在しますが、地理的条件が異なるため、漁業形態が大きく異なっています。北さつま漁協管内は35kmに及ぶ長い海岸線があり、北部は入り江に富んだリアス式海岸、南部は外洋に面し、自然の好漁場に恵まれています。さらに、国連海洋法条約の批准により、日本の排他的経済水域の面積は447万km²と世界第6位であり、養殖、沿岸、沖合漁業の重要性はますます増加しています。

近年は、周辺水域における漁獲量の減少、担い手の減少、高齢化の進行、漁業地域の活力の低下等厳しい状況に直面しています。漁業の動向として協業化や漁船の大型化が進行し、漁船隻数や総トン数は増加していますが、漁業者は減少し事業資金や労働力の不足も発生しています。

北部の長島海峡にブリ・アオサ・ヒオウギ貝などの海面養殖が定着し、漁業所得の大半を占めていますが、一面では養殖による海中・海底汚染等の自家汚染も心配されています。

漁船漁業は、中型まき網、棒受網、ごち網、磯建網、一本釣、潜水漁業等ですが漁獲収量、漁獲金額共に減少傾向です。なお、長い海岸線を利用した根付け漁業も古くから盛んであり、漁家の貴重な副収入源となっておりますが、いそ焼けによる海藻類の減少が問題となっており、計画的な藻場の造成や、ウニ等の食害生物の駆除やトサカノリ等の母藻の投入を行い藻場回復に取り組んでいます。

町水産物加工処理施設は、平成元年に小浜港に設置し、町内海産物加工卸業者（法人）の使用管理によって町内産のウニやトサカノリなどが商品化されています。また、海産物は原料のまま町外に出荷されている状況であり、付加価値を付けるなどの工夫が期待されています。

観光・レジャーと結びついた遊漁船は、釣場が近く年間を通じて釣れるという自然条件のほか、船内にトイレと無線機を積載し安全性と利便性に力を注ぐなど、民間の努力もあって利用者が多く、漁家の所得向上に貢献しています。町外から見た長島観光のキーワードは「海・魚」であり、漁業環境の悪化の中で観光漁業も視野に入れた取り組みが求められています。

また、東町漁協管内は、恵まれた漁場と温暖な気候に支えられ、魚類養殖を中心に単一漁協としては、日本一の養殖ブリ産地として急速に発展し、平成21年度の水揚げ量は、8千トン、生産額は56億円でした。その後、令和元年度は1万2千トンで88億円となり、

令和6年度も1万2千トンで120億円を超え、付加価値が上がり販売額が向上しております。

漁船漁業は、近年、過剰漁獲、水域環境の悪化等により魚類の小型化や減少傾向がみられ、資源の枯渇が懸念されています。養殖漁業は、ブリを中心に急速に発展してきましたが、最近市場での魚価が低迷している状況です。その打開策として東町漁協では、ブリをHACCP認定を受けた施設で加工してEU等の海外に輸出しています。また、魚類養殖の主な餌料であるマイワシの漁獲量は急激に減少し、養殖経費の高騰を招いています。このようなことから、養殖漁業については、適正な養殖管理と過密生産による漁場の劣化を招かないようにすることが求められています。

また、餌を必要としないイワガキやヒオウギ貝等の「無給餌養殖」を推進し、漁業所得向上に取り組んでいます。

一方、最近の消費者ニーズは、「安全志向」「健康志向」であり、鮮度の高い、安心な魚介類を求める傾向は今まで以上に強まっており、トレーサビリティ（生産履歴）の導入を図るなど安全で鮮度の高い水産物の安定供給に努めています。

漁港は、県管理港4港、町管理港6港があり、年次的に整備を進めていますが、漁船の増加に対応した整備が十分といえず、安全接岸や停泊、漁獲物や養殖用資材の積み降ろしを安全かつ効率的に行うために、今後も整備を必要としています。

(4) 地場産業

町内における地場産業の代表的なものとしては、焼酎工場が5工場あり、販売については、統一銘柄で出荷していますが、近年は出荷量が減少傾向にあるため、地域活性化とブランド化を併せた製品を積極的に開発する必要があります。

平成5年度に建設した畑作農産加工センター（さつまいも加工場）は、従来のさつまいも加工製品に加え、平成15年度からは焼酎用さつまいもの委託加工に取り組み、雇用の拡大を図っています。

また、他に小規模の水産物加工場がありますが、地域固有の産物や技術を活用する産業は少ない状況であり、平成24年度から未利用魚や低価格魚等に付加価値を付けて販売するために水産加工グループ育成事業を実施し、6次産業化を推進し起業支援を実施しています。

地場産業は、水産物を活用した加工場、焼酎工場、さつまいも加工工場等、地場産品を原料とした食料品製造業が大半を占めています。なかでも、平成5年に建設された大型の水産物処理加工場では、豊富な養殖ブリを原料に特殊加工技術を導入し、海外への輸出も積極的に行っており、消費者の安心・安全志向に対応した特産品の販売によって安定した漁業経営が図られています。しかし、多種多様の農林水産物が生産されている割には、地場産業の数が多くはないといえません。このことから、加工業の創出による特産品の開発と雇用の場の確保を図るため、特産品開発協議会を設立し、アイデアの集積や研究を行って、民間活力の引き出しに努力してきたところであります。

(5) 企業の誘致

本町は工業資源に乏しく、工業発展の主要な要素である人・土地・水・エネルギー・消費地との時間距離等立地条件に恵まれず、大規模開発は望めない状況です。

若年層の定着のためには、本町にとって企業誘致は不可欠であり、町でも税制の優遇制

度や立地条件の優れた用地（長島高校の跡地等）の斡旋など積極的な誘致活動を展開し、新たな企業誘致による雇用の拡大を図る必要があります。

（6）商業

本町の商業については、経営が零細であり商店の魅力が乏しいこともあって、購買力が町外へ流出している状況です。

また、商業の形態は食料品・日用雑貨中心の家族従事型の小規模小売店が多いので、資本金に乏しく、仕入の高値などにより経営に苦慮しています。これらの反省のうえに立つて、町商工会では、町の助成を得ながら小売店毎のスタンプを集めると商品券として使用できるスタンプ会事業を始め一定の成果を上げてきました。

しかし、若者の定住条件の一つである近代的なショッピング街や飲食店街はない現状であり、人口規模や購買力からも店舗拡大は困難な状況にあります。

このようなことを受け、町では平成27年度から商工業振興資金利子補給事業を展開し、設備投資と運営資金に助成を行い中小企業者の後継者育成と事業規模の拡大を図っております。また同年度には、購買力促進を図るために国の助成により、購入金額より20%得する「長島とくとくプレミアム商品券」を1億2千5百万円販売し、町内の商工業者の利益向上に努めました。このほか令和2年度においては、国の交付金事業により1万円で2万円の商品購入ができる「長島町プレミアム商品券」と、町内の宿泊助成として最大4千円とお土産がついた「長島町宿泊応援キャンペーン」の事業を行いました。

今後においても、町民の購買力促進を図る施策を講じていく必要があります。

（7）観光

鹿児島県の最北端に位置し、周囲を紺碧の海に囲まれた本町は、町の北部一帯が雲仙天草国立公園に指定されており、変化に富んだ美しい海岸線やみどりの山、東シナ海に沈む夕日など、町全体が観光資源となっています。

昭和49年4月、黒之瀬戸大橋が開通し、蔵之元～牛深間及び諸浦～片側（獅子島）間のフェリーが大型化したことから、九州西海岸の観光拠点として注目されるようになりました。昭和47年には、国民宿舎ホテル長島がオープンし、翌年の昭和48年には自然休養村及び青少年旅行村の指定も受け、キャンプ場の整備を実施しました。これに合わせ、民間でも昭和50年代には民宿の開業が相次ぎ、本町への入り込み客は増加してきました。

そのようななかで町内に温泉が無いのがネックとなっていました。町では温泉の掘削に成功し、平成5年12月には長島温泉センターがオープンしました。これらの効果もあって、平成6年には町の宿泊者数は最高を記録しましたが、その後、バブル経済の崩壊や長引く不況等もあって宿泊者は減少に転じています。

また本町は、温州みかん発祥の地として知られ、平成5年には日本で唯一のみかん博物館「日本マンダリンセンター」が開館しました。また、町の観光拠点「レジャーランド太陽の里」には、平成10年5月に温泉センターを併設しました。すばらしい景観と海鮮料理で交流人口の増加を目指しています。特産品売り場は、平成8年に道の駅・長島が、平成22年には道の駅・黒之瀬戸だんだん市場がオープンし、長島を訪れた観光客への土産品販売所として、また休憩所としてその役割を果たしています。

観光の動向としては、団体旅行から家族や小グループの旅行へ、名所観光から体験型観光へ、通過型観光から滞在型観光へ変わってきていることから、施設整備や受入体制づく

りが今後の課題となっています。特に町内のホテル、民宿等の宿泊施設は、老朽化したところが目立ちます。このようななか、新たなホテル建設を計画し、平成 28 年度にサンセットながしまを閉館しましたが、さまざまな情勢の変化により着工延期となっています。

施設の老朽化などによる集客率の低下に対する打開策として、令和 2 年度には太陽の里及び温泉施設 2 箇所を民間の運営方法を取り入れるため外部に管理委託しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等による温泉施設利用客や宿泊客の減少のため経営の改善に至らず、令和 3 年度から町の直営となっています。

今後、これら老朽化した施設の改修については、平成 24 年に町有施設のあり方検討委員会で示された答申に基づき、サンセット長島の周辺を大型宿泊施設として再整備し、新しい観光リゾートの推進に取り組み、運営の持続性を備えた魅力ある施設整備を図ります。

また、平成 16 年度には民間業者が 3 基の風力発電所を春木が岡に、平成 20 年度には長島の中央部の高地に 21 基、新たな民間業者が平成 21 年度に 1 基、平成 27 年度に 2 基整備、平成 30 年度には民間業者がクラウドファンディングによる小規模な風車を 6 基整備し、総数で 33 基の風力発電施設が整備されています。（春木が岡の 3 基は令和 7 年で廃止。）これらも本町の観光資源として活用する必要があります。

今後の観光振興は、本町の持つ豊かな自然や遺跡、文化財・温泉などの特性を生かすとともに造形美術展や花フェスタ、おさかな祭りなどのイベントやグリーン・ツーリズム、海の体験型ブルー・ツーリズム等、人的、物的交流を柱とした観光体制が必要となります。

そこで観光の拠点となるサンセットの丘全体とその周辺を、稼げる観光地づくりとして、新たな観光スポット事業を展開し、長島の観光拠点地づくりを行い集客対策の強化に取り組みます。また、町外者へのおもてなしの心の醸成に努め、民宿や飲食店をはじめ各種観光施設で一体となった取組みを推進します。

(8) 港湾

港は、県管理港湾 4 港、町管理港湾 2 港があり、地域の産業振興や町民生活の面からも港への依存度が高い状況です。

本町の港湾整備は、主として漁船対策、産業の流通施設として整備が図られていますが、船舶の大型化、漁船の増加に伴い整備が遅れているので、早急な港湾施設の整備が望まれています。また、漁民の高齢化も年々進み干潮時には漁船の乗降及び水揚げ等に支障をきたしており、浮棧橋の計画的整備が必要です。

2 その対策

(1) 農業

- ① 主要作物であるばれいしょの連作障害対策については、そうか病被害が単収低下の一つの要因となっていることから、そうか病発生ほ場において、土壌の改善を図るため土壌診断により、安定生産を目指す。
- ② 認定農業者の確保・育成については、平成5年度に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づき経営感覚に優れた効率的、安定的な農業経営者の育成、支援活動に努める。
- ③ 農作業受託組織を育成し、農業機械等への過剰投資の抑制を図る。
- ④ 基盤整備の推進と合わせ、機械化体系を確立し、省力化、農作業の軽減及び規模拡大を図る。
- ⑤ 干害対策を図り、干ばつによる被害防止に努める。
- ⑥ 農業・農村の地域資源の保全のため、「日本型直接支払制度」の多面的機能支払（水土里サークル活動）及び中山間地域等直接支払の交付金を有効活用した組織の拡充に努める。
- ⑦ 環境保全型農業の推進について、食生活が多様化するなか、安全で新鮮な青果物に対する消費者の関心は高まっており、さらに近年の輸入農産物の増加等により安心・安全志向は今後ますます高まるものと考えられる。そのため、農家の意識の高揚を図りながら、本町の豊富な有機物資源を活用した健全な土づくりを基本に、平成18年12月施行された「有機農業推進法」に基づき、有機農業を新たに始める農家への相談窓口を設置して減農薬、有機農業の推進を図る。
- ⑧ 消費者ニーズ及び気象条件にあった収益性の高い新規作物の導入を図り、ブランド化に向けた取り組みを強化する。
- ⑨ 畜産農家の専門化、複合化を図り経営の低コスト化や労働力の配分による高品質優良豚・肉用牛の生産に努め、銘柄の確立を図る。また、畜産農家と畑作農家の連携によって環境汚染の防止、鳥インフルエンザ・CSF・口蹄疫等伝染病の予防の徹底を図る。
- ⑩ 農業用廃プラスチック類の適正処理の指導啓発を徹底し、完全リサイクル体制を図り、クリーンな農作物の生産に努める。
- ⑪ 鳥獣被害防止対策については、本町は、丘陵起伏が厳しく平地に乏しい中山間地帯に属している。このことから、イノシシ等格好の住みかとなっており、山沿いを中心にしたつまいも・ばれいしょ等の農産物が著しく被害を受けている。これらの被害を防止し、農業経営の安定を図るため、イノシシの住みかとなっている耕作放棄地の解消を地域住民と一体となって取り組み、合わせて鳥獣被害防止施設を整備する。

(2) 林業

- ① 計画的な造林・保育・間伐等の推進、多様な森林施業の推進、森林の保護・保全対策の推進
 - ・持続可能な森林のための適正管理人工林については、生産目標に応じた適切な造林、保育、間伐を進め、木材資材として効率的な循環利用を図る。
- ② 水土保持機能等の確保、保安林の計画的整備充実、水源地域の森林の整備、ふれあい森林の整備、公的森林管理の推進
 - ・森林の適正管理と合わせ、保安林の整備や治山事業の計画的な推進により、良質な水

資源の確保や安全で潤いのある豊かな森林づくりを推進する。また、ふれあいの森など町民が身近に親しめる森林空間をはじめ、環境保全を通じた森林景観の整備推進を図る。

③ 森林施業の共同化、森林施業の集団的・計画的な推進、林道等道路網の整備

・森林施業を集団的、計画的に推進するとともに、林道や作業道の整備により安定供給と低コスト化を進め、林業の活性化を図る。

④ 森林組合等林業事業体の育成、林業労働力の確保、林業担い手の育成確保

・材木生産と特用林産との複合経営等により、自ら経営基盤の強化を図り、持続的経営ができる意欲ある林業経営体の育成と林業後継者の育成を推進する。また、民有林管理の充実促進を図り活力ある林業経営体の育成を図る。

⑤ 特用林産物の産地づくり

・生産者の組織化を進めるとともに、地域の特性に応じた生産基盤の整備を図り、魅力ある産地づくりを推進する。

・多様化する消費者ニーズや需要動向に対する集出荷体制の推進と特用林産物の自然食品や健康食品として位置付け、消費拡大を推進する。

・早掘りたけのこのブランド確立を推進するとともに、加工・流通体制の整備を図る。

・たけのこ等の特用林産物の消費拡大・流通対策等を推進する。

(3) 水産業

① 漁船漁業の振興

・漁船漁業では、天然資源の減少や漁業資材、燃料の高騰等が問題となっている。適地に魚礁設置や藻場造成を実施することにより、新たな漁場の創設や資源の育成場所をつくる。

・マダイ、ヒラメ、カサゴ、アワビなどの魚介類を放流し、資源の培養を図る。

・漁船漁業においても、魚価安は経営を圧迫する要因の一つである。漁獲物の鮮度保持や加工などを実施することにより、少しでも高く販売できるようにする。また、生産者から消費者へ、従来の流通にとらわれない販売方法の開拓などに取り組む。

② 養殖漁業の振興

・赤潮被害の原因究明と、被害防止対策を講じ、養殖漁業の安定化を図る。

・「安心・安全」など消費者ニーズにあった生産物をつくることによって、本町の基盤産業である養殖漁業をさらに発展させる。

・国内においては、水産物需要の減少を食い止めるため、海外においては日本食・健康食ブームなど、水産物需要の急激な伸びが見込まれることから、国内外への養殖生産物の販売促進を図る。

・消費者に受け入れられる水産物をつくるため、ブランド化に向けた取り組みを強化する。

・今や安心・安全という概念は、養殖漁場環境と切り離しては考えられないので、将来に向け持続可能な漁場環境の保全を図る。

③ 漁業生産基盤の整備

・漁港の整備や漁業集落環境を整備することによって、安全で作業効率のよい就業場所や快適な生活空間を確保する。

④ 漁業の担い手を育てる

・漁業を取り巻く厳しい環境に的確に対処できる能力や技術を持った人材育成を図る。

・漁業者の高齢化や少子化に対し、漁業後継者の確保を目指す。

(4) 地場産業

① 農林水産物処理加工施設等の活用・支援

・本町の地場産業は、農林水産物を活用した工場が主流であるが極めて零細である。消費者の安全・安心嗜好が高まるなかで、特産品の開発や雇用の場の確保を図る。

② 地域の特性を生かした商品の開発や店舗環境の整備に努める。

(5) 企業の誘致

① 税制の優遇措置等を活用した企業の誘致と創出を促進

② 学校跡地活用として、企業誘致の促進

・企業誘致は、雇用の増大による人口の定着や町民所得の向上など豊かな地域づくりに重要な役割を果たす。これまで積極的に企業誘致を展開してきたが交通アクセス等を指摘され実現できていない。このようなことから、ホームページ等を活用し、あらゆる機会をとらえ誘致活動を展開する。

(6) 商業

① 商業基盤施設の整備を図り、経営近代化・流通・サービス産業の育成を図る。

② 商工会各事業のイベントなどの開催による集客対策を図る。

・経済社会の成熟化に伴う個人のライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景に経済体質の強化とイベント等による集客を図る。

③ 商工業振興資金利子補給事業を展開し、設備投資と運営資金に助成を行い中小企業者の後継者育成と事業規模の拡大を図る。

(7) 観光

① 本町独特のイベントを利用した観光PR及び交流型観光の推進

・造形美術展、花フェスタ、ブリのつかみ取り大会など、本町独自のイベントについては、マスコミ等を通じて広くPRする。

② 美しい景観・観光施設・遺跡・文化財などを利用した新しい観光ルートの策定

・町民が誇りの持てる、潤いと安らぎのある特色あるまちを目指し、島全体を景観地区としてとらえた「石積みと花」をテーマに、長島を一周する道路沿いに四季を通じ沿道を花でラインとして繋ぐ「ぐるっと一周フラワーロードづくり」事業と「ブーゲンビリアの丘」を利用した、新たな観光ルートを創り出す。

・町内宿泊客は、1泊客が多いが、遺跡・文化財などを利用した新たな観光ルートを策定することで町内に連泊したくなるような魅力を創り出す。

③ ツルの北帰行観察地の地域ブランド化

・行人岳山頂及び市来崎山頂は、ツルの北帰行を観察できる絶好のスポットとして多くの人々をひきつけている。長島町独自の地域ブランドとして売り込みを図る。

④ サンセットの丘「稼げる観光地づくり」

・道の駅やホテル、文化施設などと連携を図るのはもちろんのこと、子供からお年寄りまでが一日過ごせるよう、そして町外からの交流人口の増加が図れるよう観光スポットの整備を行う。

⑤ 体験型観光、滞在型観光の推進

・都市の住民は、田舎暮らしに興味を持つ人々が増えている。長島の農業体験、水産業体験等を盛り込んだ「長島の旅」を推進する。

⑥ 風力発電施設を利用した観光資源開発

- ・風車を含めた長島全域の景観を楽しめる公園整備を推進する。

⑦ 既存観光施設のリニューアル化

- ・黒之瀬戸大橋、蔵之元漁港、諸浦港は長島町の玄関口であり、町外客を受け入れるための施設として整備する。

- ・大型宿泊施設について、あり方を検討し、施設整備の推進を図る。

⑧ 地域住民の創造力と結束力でできた造形美術展の作品を活用した展示施設の整備を行う。

(8) 港湾

- ① 船舶が安心して係留できる港湾施設（防波堤、物揚場、船揚場、泊地、護岸等）の整備を推進し、特に当地域特有の大きい干満差の解消のため、浮棧橋の整備を計画的に進める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地耕作条件改善事業 長島3期地区 用排水路一式 農作業道一式	町	
		森林整備・林業木材産業活性化推進事業 林業専用道（規格相当）福ノ浦線	町	
	(2) 漁港施設	広域漁港（特定）整備事業（水産流通基盤整備事業）負担金 薄井漁港	県	
		水産生産基盤整備事業（一般） 茅屋漁港	県	
		農山漁村地域整備交付金（漁港関連道） 幣 串漁港	県	
		漁港施設機能強化事業（漁港関連道）葛輪漁 港	県	
		港整備交付金事業 汐見漁港	町	
		町単独漁港整備事業	町	
	(3) 経営近代化施設 農業	果実選果場建設事業補助金	その他	
		果樹生産拡大推進事業	その他	
		活動火山周辺地域防災対策事業	その他	
		かごしまの農業未来創造支援事業 （新規就農者育成対策）	その他	
かごしまの農業未来創造支援事業 （農業農村整備対策）		町		
中山間地域総合整備事業 長島西部地区 用排水路 537m 農道整備 1,194m 区画整理 21.0ha		町		
(9) 観光又はレ クリエーション	観光スポット整備事業	町		
	太陽の里ピクニック広場整備事業	町		
	サンセットの丘大型遊具整備	町		

		サンセットの丘周辺観光地整備事業	町	
		指江古墳群周辺景観整備事業	町	
		太陽の里駐車場整備事業	町	
		蔵之元港トイレ浄化槽改修事業	町	
	(11)その他	中山間地域等直接支払交付金	その他	
		鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業	町	
		法人捕獲活動事業	町	
		鳥獣被害対策実践事業（推進事業）	町	
		地域集積協力金交付事業	町	
		新規就農者育成総合対策事業	町	
		畜産共進会等出品	町	
		長島牛銘柄確立対策事業	町	
		畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 田尻地区 農業用排水路一式 県営事業負担金	県	
		農地整備事業（通作・保全）伊唐島地区	県	
		農道集落道整備事業（宮内橋）県営事業負担金	県	
		農道集落道整備事業（平成陸橋）県営事業負担金	県	
		多面的機能支払交付金（28活動組織）	町	
		土地改良事業補助金, 農道（生活関連道）舗装事業補助金（町単）	町	
		特定離島ふるさとおこし推進事業 林道改良・法面保護	町	
		かごしまの竹で育む産地づくり事業	町	
		緊急自然災害防止対策事業（林道施設・林地荒廃）	町	
		緊急自然災害防止対策事業（農道施設・農業水利施設）	町	
		さつま地区広域漁場整備事業 県営事業負担金	県	
		赤潮被害軽減対策施設整備事業	その他	

	港整備交付金事業 県営事業負担金	県	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港浜漣地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港脇崎地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港白瀬地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港湯ノ口地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港伊唐地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港浦底地区	町	
	地方創生港整備推進交付金事業 長島港御所ノ浦地区	町	
	農村地域防災減災事業（ため池） 浜漣溜池 県営事業負担金	県	
	農村地域防災減災事業（ため池） 蔵之元溜池 県営事業負担金	県	
	農村地域防災減災事業（ため池） 山門野溜池 県営事業負担金	県	
	水利施設等保全高度化事業 鷹巣地区 県 営事業負担金	県	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
長島町全域	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 事業計画（令和8年度～12年度）」のとおり

5 公共施設等総合管理計画等との整合

「産業系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な耐震診断や定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積を縮小する等して総量の縮減を図ります。

「公園の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

ICTに関しては、スマートフォンやインターネットのブロードバンド化など急速に進んでいます。長島町では、令和元年度に鷹巣地区・指江地区・平尾地区の高速ブロードバンド整備が完了、令和2年度に山門野地区・獅子島地区の高速ブロードバンドの整備が完了したことにより、長島町全域で高速ブロードバンドの使用が可能となりました。

今後は、高速ブロードバンドを利用した公共施設・避難所への公衆無線LAN (Wi-Fi) 整備や観光スポットにおけるVR・ARを活用した新たな試みが必要になっていきます。

テレビ難視聴地域の解消は、テレビ共同受信施設の設置から相当の年数が経過し、施設の老朽化に伴う更新工事の必要性が高まっています。NHK 共聴施設で整備した施設以外の共聴施設については、1世帯あたりの負担が4~5倍になり施設の更新が困難な状況であったため、老朽化が著しい2地区において、無線方式の共聴施設を町で整備しました。

2 その対策

- ① 公共施設・避難所への公衆無線LAN (Wi-Fi) の整備を促進する。
- ② VR・ARを活用した観光スポットの整備を推進する。
- ③ 老朽化した共聴施設の改修への支援等を行う。
- ④ 情報通信技術の活用による行政手続きのオンライン化を推進する。
- ⑤ マイナンバーカードを活用した各種行政手続きの電子化やICTを活用した遠隔医療の推進、中小・小規模事業者へのキャッシュレスの導入支援など、町民にとって利便性が向上する多様なデジタル社会の実現に向けた取組を推進する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政無線施設	防災行政無線（同報系）再整備事業	町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	共同アンテナ改修事業補助金	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「インフラ施設の基本方針」

可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行うため、種別ごとに長寿命化計画等を策定します。

予防保全の考え方を重視した維持修繕により、将来コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

適切な維持管理を行いながら、必要に応じて迅速な修繕を行います。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

本町の最も重要な幹線道路は、国道389号と主要地方道葛輪瀬戸線、一般県道長島宮之浦港線で、町を周回し、黒之瀬戸大橋を經由して阿久根市で国道3号と結ばれています。

主要地方道葛輪瀬戸線は葛輪から鷹巣を經由して瀬戸に至り、一般県道長島宮之浦港線は、小浜から平尾を經由して宮之浦港に至っています。この3本の幹線を要として、一般県道平尾川床線や町道、農道、林道などが分岐し、結合されて交通のネットワークを形成しています。

国道については、全線一次改良と舗装が完了しており、県道、町道については特に力を入れて整備したこともあって改良・舗装率ともに充実してきています。

しかし、県道及び町道の一部には、まだ幅員が狭く急勾配、急カーブ地点が多く残され、さらに通学路に歩道のない所も多く、道路標識や案内板も少ない状況です。令和5年度末の町道改良率は90.2%、舗装率は99.5%となっていますが、更なる改善を図る必要があります。

本町の産業経済・文化・生活の向上を図るためには、都市圏からの時間距離の短縮が不可欠です。しかし、現状は県都鹿児島市及び鹿児島空港までマイカーでそれぞれ約2時間、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジまで約1時間15分を要していることから、広域的な課題として今後とも取り組まなければならない状況です。

海上の航路は、牛深・蔵之元間を国道フェリーが、諸浦・中田・片側間を天長フェリーが運航しているほか、幣串・水俣間を獅子島汽船が運航しています。

また、公共交通機関である定期路線バスと巡回バスは、運行していた民間企業が路線バスは令和6年9月末で、巡回バスは令和7年3月末で撤退したため、町が実施主体となり、代替の乗合バス等の運行を始めています。今後も引き続き、町外へ通学する高校生や高齢者をはじめとした交通弱者等の町内における交通手段を確保していく必要があります。

河川、砂防、急傾斜では汐見川・浦底川・城川内川・指江川・小浜川の2級河川のほか、中小河川や土砂災害警戒区域等が数多くあります。

地形は、急傾斜で平地に乏しく、特に海岸近くまで山が迫ってきているため海岸近くのわずかな平地に人家が密集しています。

このようなことから、台風による災害発生や、梅雨期の集中豪雨によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の災害を受けやすい状況にあります。

これまで、これらの自然災害から住民の生命、財産を守るため、河川改修事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業など実施してきました。しかしながら最近の異常気象により予想を超えた大雨で河川が氾濫し、周辺農地や県道・町道などの主要幹線道路が冠水して通行不能となり、山腹付近の溪流では土石流が発生し河川や農地が埋没する災害がおきています。

急傾斜地崩壊対策事業については、地域住民の要望が多いものの、事業の採択基準に合わない箇所が数多くあります。

さらに社会資本の整備の進展に伴って、町民の住環境や公園緑地に対する価値観は多種多様なものとなってきています。

今後は本町の美しい自然を守り、農水産物をはじめ、歴史的、文化的伝統などを互いに生かし、これらを観光交流や定住の増加に努めていくことが望まれています。

特に石積みを用いた自然と環境にやさしい集落道の整備や町花・町木で花と緑があふれ

るまちづくりで魅力ある新たな景観を創出する必要があります。

2 その対策

- ① 町道については、バリアフリー化に対応した弱者にやさしい道路整備や地元産出の自然石を用いた特色ある道路づくりを計画的に整備し、町花、町木で新たな町並みをつくり、潤いと安らぎのある景観を創出する。また、現道の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努める。
- ② 農林業振興の基盤として重要な農道・林道については、国県の補助金を積極的に導入する。
- ③ 主要地方道葛輪瀬戸線の道路改良を要望するとともに、一般県道平尾川床線の道路改良を進める。
- ④ 獅子島一周林道の県道昇格、島原天草長島連絡道路構想の実現、島原・天草・長島架橋構想の実現、南九州西回り自動車道の早期完成、空港アクセス道路の整備を推進する。
- ⑤ 河川については、地域住民の生活に密接した環境や、自然にやさしい河川の整備を進める。
- ⑥ 砂防、急傾斜については、土石流危険溪流、急傾斜地等の保全のため砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
- ⑦ 乗合バス等運行事業により、高齢者等の交通弱者の町内における移動手段を確保していく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	浦底杉ノ段線改良事業 改良・舗装 L=3,700m, W=7.0m	町	
		長崎原線改良事業 改良・舗装 L=700m, W=7.0m	町	
		枯木山線改良事業 改良・舗装 L=400m, W=5.0m	町	
		大島加世堂線改良事業 改良・舗装 L=1,500m, W=5.0m	町	
		鷹巣宮之浦港線改良事業 改良・舗装 L=1,600m, W=9.25m	町	
		指江川内線改良事業 改良・舗装 L=1,200m, W=5.0m	町	
		浦汐屋茅屋線改良事業 改良・舗装 L=2,000m, W=7.5m	町	
		茅屋口之福浦線改良事業 改良・舗装 L=1,200m, W=7.0m	町	
		矢櫃線改良事業 改良・舗装 L=350m, W=7.0m	町	
		塩追加世堂線改良事業 改良・舗装 L=200m, W=9m	町	
		指江中央線改良事業 改良・舗装 L=300m, W=7.0m	町	
		山門野加世堂線改良事業 改良・舗装 L=100m, W=7.0m	町	
		日当線改良事業 改良・舗装 L=1,600m, W=7.0m	町	
		笠迫米山線改良事業 改良・舗装 L=719m, W=5.0m	町	
		平尾蔵之元線ほか1路線改良事業 法面保護 L=6,000m, W=2.0m	町	
		小浜平尾線改良事業 改良・舗装 L=300m, W=5.0m	町	
		城川内中央線改良事業 改良・舗装 L=700m, W=7.0m	町	
獅子島道路整備事業 法面保護 A=1,000 m ²	町			

		御所ノ浦片側線改良事業 改良・舗装 L=4, 300m, W=4. 0m	町	
		幣串湯ノ口線改良事業 改良・舗装 L=6, 800m, W=4. 0m	町	
		緊急自然災害防止対策事業（町道）	町	
		県単道路整備事業 県営事業負担金	県	
		町道老朽化対策	町	
	橋りょう	橋梁維持補修事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	交通施設維持	フェリー運賃補助事業 (獅子島島民の交通費負担軽減と、天長フェリーの利用促進を図ることを目的に、車両運賃の一部を補助する。)	町	
		バス航路補助事業 (獅子島を訪れる観光バスの航路運賃を補助することで、地元経済の振興を図る。)	町	
		離島航路補助事業 (離島航路事業者に対して補助金を交付し、事業者の経営安定を図るとともに定住促進を図る。)	町	
		獅子島地区離島航路旅客運賃割引事業 (獅子島島民の交通費負担軽減と、離島航路の利用促進を図るため、旅客運賃の一部を補助する。)	町	
		出水駅蔵之元間シャトルバス運行補助事業 (出水駅蔵之元間シャトルバスを維持し、交流人口の増加を図るため、経費の一部を補助する。)	町	
		乗合タクシー運行補助事業 (公共交通空白地域について、交通手段を有しない者への交通手段確保として、乗合タクシーを運行する。)	町	
		乗合バス等運行事業 (路線バス撤退後の代替交通手段確保として、乗合バス等を運行する。)	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「インフラ施設の基本方針」

可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行うため、種別ごとに長寿命化計画等を策定します。

予防保全の考え方を重視した維持修繕により、将来コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

適切な維持管理を行いながら、必要に応じて迅速な修繕を行います。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

本町は「安全で快適」な生活ができるよう町民のニーズに応じた施策を進めてきましたが、今後も町民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる町づくりが求められています。

まず、水道施設についてはこれまで年次的に整備充実を図り、現在全地域に一応の設置を終了している現状であります。しかし、昭和30年代から40年代に急速に整備された多くの施設は、現在、更新時期を迎えており、計画的に改修していく必要があります。水源についてもほとんどが地下水に頼っており、地下水にも限度があることから、今後は貯水や新たな水源の確保を検討する必要があります。

また、国の施策に伴い、令和2年4月から伊唐島・諸浦島を含む本島全域においては、4つの簡易水道事業を統合し、長島町水道事業として運用を開始しました。

下水道施設については、近年の生活の近代化により水洗トイレも普及してきましたが、生活排水等による河川や海岸の汚染の問題も生じてきたため、農業集落排水事業及び漁業集落環境整備事業を実施してきましたが、古い施設は供用開始から約30年が経過しており、老朽化が進行したインフラの持続的な機能確保または施設のダウンサイジング等が必要となっています。また、その他の地域については、合併処理浄化槽設置整備事業による推進を図ります。

し尿処理、廃棄物処理については、昭和58年4月から北薩広域行政事務組合に加入し、共同で処理を行っています。

ごみ処理は、収集日を定め分別収集で業者に委託し、広域ごみ処理場に搬入処理しています。ごみの量については、人口の減少により家庭系ごみ及び事業所系ごみは減少している状況です。また本町では、衛生自治団体連合会の協力を得て、資源ごみのリサイクル、ごみの減量化に全町民あげて取り組んでいます。新ごみ焼却処理施設(環境センターエネクリン北薩)が令和3年3月に完成、稼働しています。

人の命・財産を守る消防・防災業務については、非常備消防が本部を中心に11分団あり、現在277人の団員で、消防後援会等の協力を得ながら遂行しています。近年は、災害や海水浴客や釣り客の事故など海難救助や捜索までその活動範囲は広く、複雑になっており、消防団員の確保も困難になってきていることから、消防団員の処遇等改善を図っていきます。常備消防については、長島町と阿久根市で阿久根地区消防組合を設置しており、本町に東分遣所と長島分遣所の2つの消防分遣所が置かれ、消防・防災・緊急業務に24時間体制で対応しています。また、北薩3消防本部指令センターの運用を令和7年度から開始しています。

住宅事情については、核家族化が進み若年層の住宅が不足しています。一方、町内各所に空き家が目立ち、年々増える傾向にあります。この空き家を人口定住の受皿として、Uターン、Iターンをはじめ、団塊の世代の受け入れとして、空き家改修事業を進めていきます。

火葬場については、旧両町で一部組合を設立、移転新築を行って時代の要請に対応し、共同処理してきましたが、合併に伴い直営事業として再スタートしています。施設については、平成4年度に完成し、建築後34年が経過しています。老朽化が見受けられるため、改修・長寿命化が課題となっています。

2 その対策

① 水道事業の計画的な整備

- ・本島地区水道給水区域については、「長島町水道事業」として、施設の維持・管理を行う。
- ・獅子島地区簡易水道給水区域については、「長島町簡易水道事業」として、施設の維持・管理を行う。
- ・水道事業の健全な事業運営のため、老朽化した水道施設等の損傷・劣化等を把握し、計画的に整備を行う。

② 総合的・計画的な生活排水処理対策

- ・浄化槽については、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えの推進を図る。
- ・集落排水処理については、適正な維持管理を行い新規加入者の加入促進に努め、進捗率の向上を図る。

また、農業集落排水施設に係る機能保全計画等に基づき、対策を計画的・集中的に実施する。

③ 資源ごみの分別収集・リサイクルごみ焼却場施設等の推進

- ・「長島町衛生自治団体連合会」の活動を中心に啓発し、平成20年4月から稼働している北薩広域行政事務組合の「リサイクルプラザ」により、効率的な資源回収や徹底した減量化に努める。また、硬質プラスチックのリサイクルに伴う回収処理について検討を進める。

④ 災害に強い生活基盤の整備を促進するとともに、自主防災組織の活動促進や災害時の要配慮者対策など地域防災力の強化に努める。

⑤ 若者や高齢者等のそれぞれのニーズに対応した、良好な公営住宅の計画的な整備及び維持管理等の推進に努める。

⑥ 不法投棄・野焼き防止の推進

- ・廃棄物処理法に基づく罰則適用を継続的に文書及び広報網を通じて周知徹底し、不法投棄が絶えない場所に警告看板等を設置する。

⑦ 各自治会における美化活動の推進

- ・「長島町空き缶等ポイ捨て防止条例」等による意識の高揚を図るとともに各自治会やグループでの環境美化実践活動を推進する。

⑧ 災害に備えた防災施設の整備、自主防災組織活動の支援、消防・救急対応の強化

- ・消防については、町民に対する火災予防思想の啓発活動を積極的に推進し、高齢化など社会構造の変化、危険物様態の変化などに対応した消防体制の充実と消防力の強化を図る。また、非常備消防については、消防団員の確保及び指導育成に努め、消防施設や消防機器の充実により地域の防災体制の拠点としての機能充実に努める。

また、防災行政無線の計画的な更新等により、正確かつ迅速な防災情報の提供を行い、災害防止に努めるとともに、災害危険箇所の点検・周知徹底を図る。

⑨ 火葬場施設が老朽化しているため、施設整備を推進する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	道路改良事業	町	
		管路更新事業	町	
		施設更新事業	町	
	簡易水道	道路改良事業	町	
		管路更新事業	町	
		施設更新事業	町	
	(2) 下水処理施設 農業集落排水 施設	農業集落排水施設更新事業	町	
		その他 漁業集落排水施設更新事業	町	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽新設事業	町	
		消防ポンプ自動車購入事業	町	
		消防団小型ポンプ付軽積載車購入事業	町	
		消防団小型ポンプ付積載車購入事業	町	
		特定離島ふるさとおこし推進事業（小型ポン プ付軽積載車）	町	
		高規格救急自動車購入事業	町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境	高規格救急資器材購入事業	町	
		合併浄化槽設置補助金（個人型） （生活排水対策を推進するため、小型合併処 理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付 する。）	民間	

	危険施設撤去	危険空家等解体撤去補助事業 (住民生活の安全を確保するため、危険空家等の解体撤去を行う者に対し、補助金を交付する。)	民間	
--	--------	---	----	--

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「行政系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。
計画的な耐震診断や定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。
老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積の縮小や、他の施設との複合化や多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

「供給処理施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。
計画的な点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

本町における65歳以上の高齢者の人口は、平成2年国勢調査によると2,611人で総人口の18.9%でしたが、平成22年は3,550人で32.0%、令和2年には3,551人で36.6%となり、この30年間で17.7ポイントも増加しています。少子化の影響や生活環境の変化により、人口の高齢化は今後も進行していくものと思われます。

このような状況のなか、今後は高齢者にそれぞれの分野でいかに健康で生きがいをもって社会参加していただくかが本計画の最も重要な課題となっています。

地域ごとに組織されている老人クラブは、ほとんどの集落にあり、花いっぱい運動のような奉仕活動や、グラウンドゴルフ、研修旅行などレクリエーションを通じて明るい活発な活動を展開しています。また、健康な高齢者の生きがい対策事業の一環として、生産牛の貸付制度を導入し一定の成果をあげています。

健康診査は、特定健診や長寿健診に合わせ20代からの健康管理を目指した39（サンキュー）ヘルスチェックに取り組んでいます。検診等は、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検査・歯周病検診について実施しています。受診率は、県の平均を上回っているもののほぼ横ばいで推移しており、未受診者の状況把握や受診勧奨を強化し一層の受診率の向上を目指します。

平成12年4月1日からスタートした介護保険制度は、平成18年4月に制度全般が見直され、予防重視型システムへ大きく転換されました。介護保険法の基本理念である「高齢者一人ひとりが生涯にわたり健康で生きがいをもって楽しく生活できる健康まちづくり」を目指し、『高齢者の社会参加の意欲向上』『健康の保持・増進に対する意欲向上』、そして高齢者が介護を要する状態になっても、必要に応じてサービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、地域包括ケア体制の整備を進めているところであり、近隣のボランティアによる声かけ運動や安否確認等は今後も継続して支援していく必要があります。

長島町立養護老人ホーム「長生園」は、昭和41年に定員50人で開設しましたが、その後の社会情勢や生活環境の変化により、居室や内部施設を整備する必要が生じ、建物も老朽化していたことから、平成4年に4人部屋を2人部屋に全面改築を行い居住条件の改善を図ったところです。また、ショートステイを併設し、在宅福祉の充実を図っています。

特別養護老人ホームは、町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、町内に2箇所、それぞれ社会福祉法人により建設されました。高齢化社会へと進むなか、町民が安心して老後を迎えるためにと待望した施設であり、建設にあたっては町も全面的な支援を行ってきました。現在、高齢者福祉の中核施設としての役割を担っており、今後も一層この役割が期待されています。

高齢者福祉に関する各種事業については、町社会福祉協議会と連携して、または委託契約して実施している事業も多く、そのため、これまで人件費や車両購入の助成等を実施しています。

在宅高齢者の施設としては、御所ノ浦に高齢者コミュニティセンターがあり、高齢者のための健康診査会場として利用されるほか、地域住民の集会施設としても利用されています。

出生数は減少傾向にあり、妊娠前から出産・子どもの心身の健やかな成長支援及び要支援者への協力体制の強化や、安心して子育てができるよう、様々な子育て支援サービスの

充実と保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえたサービス提供体制の整備を図る必要があります。

児童福祉施設として、公立の小規模保育事業所が伊唐、獅子島にあり（獅子島は休園）、私立保育所が3施設、幼保連携型認定こども園が2施設あり、定員は20～130人、また、児童クラブが6施設あり、それぞれの保育所等は児童福祉の増進に努めています。

老朽化が進んでいる施設については、年次的に建替え・改築等の事業を行い、国の補助金を活用した財政支援を行っています。

今後、高齢者や障がい者・児童など社会的に弱い立場の方に住みやすい環境をつくり、地域社会を形成するために、町民のニーズに迅速に対応し、きめ細かな福祉サービスの向上を図ることが望まれています。

2 その対策

① 福祉事務所を中核とした、住民一人ひとりを大切にする迅速できめ細かな住民福祉の向上を目指す。

- ・ 少子化対策として支援事業の充実を図る。
- ・ 高齢者の生きがい対策を推進する。
- ・ 母子、父子、寡婦の支援対策の充実を図る。
- ・ 障がい者等の自立支援対策の充実を図る。
- ・ 生活保護適正実施推進事業の充実を図る。

② 住民が健康で安心して生活のできる福祉のまちづくりを目指す。

- ・ 安心安全な生活環境を図る。

③ 子育て支援事業の充実

・ 乳幼児医療費助成事業制度の拡充、乳幼児や不妊、不育治療医療費助成事業による医療費の軽減、乳幼児検診、親子教室等による乳幼児の疾病や発達障がい等の早期発見・早期支援等により、母子の健全育成に努める。

- ・ 基金の創設等により、子育て支援事業の更なる充実を図る。

④ 介護予防事業の充実

・ 医療、介護、保健及び福祉との連携による高齢者の実態把握及び要支援認定者に対する保健師等の個別指導、介護予防事業では、運動器の機能向上及び認知症予防に関する事業の充実を図る。

⑤ 地域包括ケア体制の整備

・ 地域包括支援センターやサービス提供事業所、医療機関、ボランティア等が連携し、高齢者が生きがいを持った生活が送れるよう、積極的な社会参加を促すための活動の場や仲間づくりの機会の提供に努める。

⑥ 訪問指導事業の推進

・ 寝たきり者や認知症高齢者及び特定健診等の要指導者、重複・頻回等受診対象者や生活習慣病等の重症化予防対象者において、訪問指導事業により個々に応じた支援を行い、適正な医療を受けられるよう努める。

⑦ 健康診査等受診率の向上

受診率の向上を図るために効果的な集団健診方法の工夫や受診勧奨、未受診理由の把握また保健指導を徹底して疾病の予防や早期発見、早期治療及び重症化予防に努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(5) 障害者福祉 施設			
	障害者支援施設	障害者福祉サービス費給付事業	町	
		補装具給付費事業	町	
		障害児入所等給付事業	町	
	地域活動支援 センター	地域生活支援事業	町	
	その他	重度心身障害者医療費助成事業	町	
		特別障害者手当等給付事業	町	
		障害者医療費事業	町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	高齢者・障害 者福祉	温泉入浴券事業 (高齢者の健康増進を図るため、高齢者温泉 利用券を給付する。)	町	
		寝たきり老人等介護手当支給事業 (在宅の寝たきり老人又は認知症老人及び 腎臓機能障がい者又は重度知的障がい者の 介護者に対し、介護手当を支給する。)	町	
		寝たきり老人等紙おむつ支給事業 (在宅の要介護高齢者及び重度心身障がい 者等で、おむつの使用を必要とする者に対 し、紙おむつを支給する。)	町	
		高齢者等住宅改造費助成事業 (高齢者等の住宅での生活を支援するため、 在宅の要援護者及び重度身体障がい者がい る世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成 する。)	町	
		ライフヘルプ事業 (身寄りのいない独居老人等の安否確認と、 繁茂している支障木の伐採及び除草及び日 常生活の手助けを行う。)	町	

その他	敬老祝い金支給事業 (長寿を祝福するとともに永年の御苦勞に感謝の意を表するため、町長が敬老祝金を支給する。)	町	
	高齢者生活支援事業 (高齢者が在宅での自立した生活が持続できるよう、日常生活上の支援を行う。)	町	
	老人クラブ助成事業 (明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的とし、老人クラブ連合会及び老人クラブに対し補助金を交付する。)	町	
	訪問給食サービス事業 (65歳以上の高齢者で、日常生活に支障のある者に対し、配食を行うことにより孤独感の緩和を図り、併せて安否の確認を行う。)	町	
	エンゼル支援事業 (子を欲しながら不妊・不育症のため子を持つことができない夫婦に対して、不妊及び不育治療の医療費の一部を助成する。)	町	
	子宝お祝い金支給事業 (次代を担う子供の出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願って、子宝お祝い金を支給する。)	町	
(9)その他	民生委員活動事業	町	
	社会福祉協議会運営事業	その他	
	生活困窮者自立支援事業	町	
	在宅介護支援センター委託料事業	町	
	老人福祉施設措置事業	町	
	シルバー人材センター運営事業	町	
	地域子ども子育て支援交付金事業	町	
	ひとり親家庭医療費助成事業	町	
	児童手当支給事業	町	
	子ども医療費給付事業	町	
	子ども家庭総合支援拠点事業	町	
	子どものための教育・保育給付事業	町	

	子育てのための施設等利用給付事業	町	
	放課後児童健全育成事業	町	
	児童扶養手当給付事業	町	
	母子生活支援施設措置事業	町	
	母子家庭等総合対策支援事業	町	
	へき地保育所運営事業	町	
	子ども第三の居場所事業	町	
	生活保護事業	町	
	生活保護適正実施事業	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て支援施設の基本方針」

計画的な定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

「保健・福祉施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な耐震診断や定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積を縮小する等して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

町内には町立の診療所（国民健康保険直営診療所 2 箇所、へき地診療所 2 箇所（うち 1 診療所は休診））、民間の診療所 2 箇所と歯科診療所 2 箇所があります。常勤の医師は 5 人、入院収容ベッド数は診療所 2 箇所です。

本町の国民健康保険の状況は、令和元年度一人当たり医療給付費 493,067 円であったのが令和 5 年度には 557,152 円となり、1.13 倍と増加傾向となっています。生活習慣病 7 疾病のうち、1 人当たり費用額が高いのは、1 位は腎不全、2 位は高血圧、3 位は糖尿病、4 位は脂質異常症となっています。今後、医療費の増加はますます進むことが予想され生活習慣病の重症化を予防することが強く求められます。

また近年、社会構造の複雑化に伴うストレスに起因すると思われる神経性の疾患も急増してきています。これら生活習慣病はもちろん、その他の病気も食生活の改善等予防思想の普及、早期発見、早期治療などによって発症予防や早期治療・回復、重症化予防できるものです。

このため、町では、健康相談、健康教室、母子健診等健康づくりのための事業を実施しています。また、各集落等で特定健康診査事業やがん検診を実施し、町民の保健指導を行っています。さらに、町の行事とタイアップして健康づくり・相談コーナーを設けるなど、町民の健康づくりと健康意識の高揚に努めています。

離島である獅子島地区については、へき地診療所として週 2 回診療を行っています。画像回線システムにより、町立診療所とつながり、体制整備を図っていますが、準無医地区で地理的条件等から天草市、水俣市への受診が多いのが特徴です。

救急医療体制を見ると、阿久根地区消防組合分遣所が 2 箇所あり、そこに救急車 3 台を配備し対応している状況にありますが、出水市・阿久根市への救急搬送が多いため、走行距離数が多い状況にあります。また、高度な救急体制を確立するため、救急救命士の計画的な育成が必要となっています。

2 その対策

① 特定な疾病の医療費財源確保の推進

・国保財政への圧迫や保険税負担が増加しつつあるので、負担増に見合う交付金等の財政支援を要望する。

② 特定健診及び特定保健指導の充実

・平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく健診及び保健指導を国保、健康保険の保険者が実施することが義務付けられ、専門職（保健師、看護師等）の人員確保や連携体制を計画的に推進する。

③ 健康づくり対策事業の推進

・転倒予防などの介護予防事業、データヘルス計画に基づいた保健事業等、町民の健康へのニーズに即応した事業を積極的に展開する。

④ 健康管理データによる疾病の早期発見、治療の推進

・特定健診等受診者の要精密者及び要治療者へ受診勧奨を行い、対象に応じた個別支援や受診状況の追跡調査等を実施する。

⑤ 疾病の早期発見・早期治療のための受診機会の整備

・各種検診の受診勧奨を行うとともに未受診者の動向把握や受診日程等も十分協議、検討する。

⑥ 町立診療所の医師確保

・町立診療所における医師の確保を図るとともに、将来は指定管理者制度の導入を推進する。

⑦ 地域内外の医療機関と広域的な協力体制の整備

・住民が地域で必要な診療が受けられるよう、休祝日、夜間診療の充実を図り、地区内外の医療機関と連携しながら、広域医療体制の整備を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	町営診療施設経営安定化補助金（地域医療を維持するため、町営診療施設に補助金を交付する。）	町	
	その他			
	(4) その他	医療費適正化事業	町	
		ワクチン接種事業	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な耐震診断や定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積を縮小する等して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

町においては少子化の進展により、学校の小規模化が進行する中、小学校を統合再編するなど複式学級の解消に努めてきました。令和5年度には、デジタル田園都市国家構想により、教職員のICT環境の整備を行い、令和7年度にはGIGAスクール構想に基づく情報ネットワーク環境と、1人1台のタブレットパソコンの更新を計画的に進めるなど教育環境を向上する施策を展開してきました。

学校施設においては、幼稚園1園、小学校7校、中学校5校となっており、施設の半数以上が昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されたもので、長い歳月をかけて老朽化が進行しています。建設されてから50年以上経過する建物は更新時期を迎えており、今後は大規模な改修が必要になりますが、将来の児童・生徒数の動向を見据えた、効率的かつ効果的な施設整備が課題となっています。本島内の中学校については、統合再編が決定し、令和12年度の開校に向けて年次的に整備事業を進めていく必要がある。

また、教育内容や教育方法の多様化、防災機能整備、バリアフリー化、環境への配慮など学校施設に求められるニーズも多様化しています。このような社会的ニーズに対応した学校施設整備を進めていくことも必要となっています。

スクールバスについては、統合再編し遠距離通学となった4地区で運行し、獅子島地区では住民の乗り合いバスも兼ねたバス運行を行っています。スクールバスの安全運行のため、日々の点検等はもちろんですが、今後は老朽化した車両の計画的な更新が必要となります。また、本島内の中学校の統合再編が決定し、今後、従来を大きく上回る規模でスクールバスを運行する計画となっています。このため、スクールバスの年次的な購入および更新が課題となります。

学校給食施設は、運搬・調理業務を委託方式で行っており、徹底した衛生管理のもと、子ども達の健康な成長に必要な栄養バランスに配慮し、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めています。しかしながら、調理器具の老朽化に伴う修繕の増加と給食運搬車の故障などトラブルが増加しており、設備等の計画的な更新が課題となっています。

生涯学習については、子どもから高齢者まで多種多様な要求があるため、これらの要求に応えるには、社会教育関連施設の拡充や学習内容の充実等「学ぶ喜び」を感じられる環境づくりに努め、長期的展望にたった計画的生涯学習行政の推進が望まれています。

本町における生涯学習の取り組みとしては、各種学習講座の開設、各地域での生涯学習学級や高齢者学級、各学校単位での家庭教育学級の開設等があります。今後は、時代の変化に対応しながら、生涯学習社会の構築を図る必要があります。

青少年の健全育成については、自然体験や社会体験、生活体験等の機会を拡充し、青少年が主体的に生きていくことができる資質や能力を育成する必要があります。また、子ども会育成会、PTA、学校等関係団体と連携を強化し地域ぐるみによる青少年健全育成の機運を醸成する必要があります。

町立図書館については、二つの図書館を有し、図書館内の蔵書の充実を図りながら館内サービスの充実により、読書人口の拡大を図ります。

社会体育では体育館、武道館、弓道場、プール、艇庫、運動広場等既存の施設に加え、社会体育施設の核となる総合運動公園の整備が進行中であり、これに各学校施設を利用した学校体育施設開放事業も行っており、町民が「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに取り組める環境整備に努めています。今後は、施設の長寿命化計画に基づく改修や機

能拡充に取り組む必要があります。

2 その対策

① 調和のとれた人間性豊かな子どもたちの育成

- ・郷土に根ざした「長島らしい教育（ふるさと教育）」を展開し、将来の長島を担うことができる創造性豊かな魅力ある人材を育む学校教育を推進する。
- ・「ふるさと長島わくわく教育」推進事業の充実を図り、研究の成果を町内全小中学校に浸透させ、全教職員の指導力を向上させることにより、児童生徒の学力向上を図る。
- ・いじめや不登校の問題については、全教職員が問題の重大性を認識し、一体となって取り組むとともに、家庭や関係機関との連携を密にして問題の解決に努める。
- ・学校保健・安全の改善、教科体育、給食指導の充実を図るとともに、体力の向上や心身の調和的発達を図るため、児童生徒の主体的な運動や一校一運動を推進する。
- ・児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図る。
- ・防災教育の充実を図り、災害の多様な場を想定した避難訓練を実施する。

② 可能性を伸ばす教育の推進

- ・教育機器（タブレットパソコン・電子黒板等）の活用、自ら主体的に学ぶ学習の場の設定など指導法の改善を推進する。

③ 特別な支援を必要とする児童生徒に対する正しい理解と認識を深め、早期からの就学相談・支援を通じて、児童生徒の特性等に応じた教育を一層推進する。

④ 教職員の資質向上

- ・町教育研究会や校内研修会の充実を図る。特に ICT 活用能力を高めるための研修会を実施する。
- ・管理職研修会における定期的・計画的な指導をはじめ、随時の指導、教職員評価システムを生かした指導に努める。

⑤ 生涯学習の観点から開かれた学校づくりの推進を図る。

⑥ 地域の声に耳を傾け、学校の適正規模・適正配置に努める。

- ・児童生徒数が減少している現状にあって、小規模ならではの学習効果を最大限に発揮できる教育を推進する。
- ・小規模校が大半の現状を踏まえ、小・中学校の統合も視野に入れた教職員の適正配置に努める。
- ・本島内の中学校の統合再編については、長島町立中学校再整備事業を年次的に進める。
- ・施設整備等の効率的使用や経費の合理化を進める。

⑦ 生涯学習推進を目的とした会議の活性化や社会教育団体の育成強化、社会教育専門職員・民間有志指導者の育成に努め、生涯学習講座等での活用を図る。

⑧ 趣味や教養のための学習講座を開設し、学習機会の拡充と仲間づくりに努め、人間としての豊かさの形成を目指す。

⑨ 学校・家庭・地域が一体となった自然体験や社会体験、生活体験の機会と場を提供し、青少年が主体的に生きていくことができる資質や能力を育てる。

⑩ 子ども会への高校生参加を促進し、そのリーダー性を発揮させながら、仲間づくりや地域活動に積極的に参加する機会の提供等青少年のボランティアの支援、推進に努め実践活動を推進する。

- ⑪ B & G財団の事業等を活用した海洋性レクリエーション、自然体験学習を通じ青少年の健全育成を図る。
- ⑫ 現在の体育施設を有効に活用し、町民が「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツを楽しめる環境づくりを推進する。
- ⑬ 核となる総合運動公園の整備を進めるとともに、老朽化した既存体育施設の計画的改修を行う。
- ⑭ 地域の避難施設を兼ねたコミュニティ集会施設の整備を行う。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校校舎等長寿命化・改築・改修事業	町	
		長島町立中学校再編整備事業	町	
	屋内運動場	屋内運動場非構造部材等耐震化事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	旧唐隈公民館解体事業	町	
		旧広野公民館解体事業	町	
		犬鹿倉公民館改修事業	町	
		北方崎公民館改修事業	町	
		浜漣公民館改修事業	町	
	体育施設	総合町民体育館屋根防水改修事業	町	
		総合町民体育館空調設備工事	町	
		B & G 武道館多機能化工事（屋内遊具）	町	
		B & G 体育館多機能化工事（空調設備）	町	
		多目的ホール大規模改修工事	町	
		多目的ホール空調設備工事	町	
		総合運動公園整備事業	町	

	その他	町民プール管理棟改修事業	町	
		町民プール大規模改修事業	町	
		弓道場改修事業	町	
		馬込運動広場管理棟改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校給食費補助事業 (学校給食費を補助することによって、保護者の負担軽減と、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援する。)	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「学校教育系施設の基本方針」

計画的な定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

学校の統合再編を計画的に実施し、閉校した学校の利活用を検討します。

「社会教育系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な定期点検を実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積の縮小や、他の施設との複合化・多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

「スポーツ・レクリエーション系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、民営化や指定管理等を検討し、サービス向上・コスト削減につなげます。

計画的な耐震診断や定期点検を実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積を縮小や、他の施設との複合化・多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

集落の動向を見ると、昭和40年代までは、それぞれ20戸～60戸を単位とした自治公民館組織があり、日常生活の中心的役割を果たしてきましたが、過疎化による人口の減少と高齢化、さらに生活の都市化により、地域共同体として、また町行政の末端組織として機能を十分発揮するには規模が小さいと判断されるようになりました。そこで、旧過疎法の適用もあって統合をすすめました。

現在では、本島に51集落、獅子島に4集落の計55集落となりましたが、6世帯の小集落から241世帯の大集落まで様々であり、また55集落のうち21集落が高齢化率40%以上という現状から、今後、冠婚葬祭をはじめ共同体の機能を維持できない集落が増えてくると予想されます。今後、更なる過疎化や高齢化が進むなか、地域共同体として機能を十分に発揮するには、集落統合が大きな課題となっています。

このような中、地域社会の発展のために、各集落のニーズに対応した町道、農道等のネットワークづくりを重点に集会施設や環境衛生施設等を整備してきました。また、情報伝達手段としては、それぞれの集落単位で有線放送施設を設置し、末端行政やコミュニティ活動の伝達媒体施設として活用してきましたが、町防災行政無線の整備により、緊急時はもとより、一般の連絡にも幅広く活用されています。

なお、自治公民館長は町と行政連絡事務の委託契約を締結しており、集落の活性化や行政と集落を結ぶ役割として重要な役割を果たしています。

今後は、地域外から本町の魅力を十分に引き出しながら、活性化できる人材を確保する必要があります。

2 その対策

自治公民館数は55ありますが、小規模の集落や人家が点在する集落もあるので、集落間の話し合いで集落統合を、特に旧東町地域では、地元の意見を聞きながら推進する必要があります。今後は、がけ地近接危険住宅等の移転を促進したり、生活道路や集落排水施設などの生活環境を整備したりしながら、集落の整備を行い、快適で安心して暮らせる生活環境の整備を図っていきます。

自治公民館は、コミュニティづくりの中心施設として時代の趨勢に対応した活用を図り、地域の活性化を目指します。そのため、現在推進している「話し合いによる村づくり」をさらに前進させ、近年希薄になりつつあるコミュニティ意識の高揚に努めます。また、地域における共同奉仕作業やレクリエーション等を通じて、町民の一人ひとりが、それぞれの立場で地域づくりに参加し、連帯感の高揚を図りながら、産業・教育・文化・福祉の各分野にわたる活性化、自立促進を図っていきます。

また、地域おこし協力隊制度等により地域外の人材を積極的に活用し、定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	自治公民館等チャレンジ提案事業 (特色ある集落づくりによる地域の活性化を図るため、自治公民館等の個性とアイデアあふれる活動の経費に関し、補助金を交付する。)	町	
		夢追い元気集落活性化事業補金 (長島夢追い元気発電所で売電し得た収入の一部を活用し、特色ある地域づくり並びに町の活性化を図るため、自治公民館活動の経費に対し補助金を交付する。)	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「市民文化系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。また、現在公民館としての利用が主な施設については、地元の自治会への譲渡を検討します。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積の縮小や、他の施設との複合化や多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本町はかつて本島も離島であり、また、都市圏から遠隔地にあったため、文化的にはやや立ち遅れるとともに、芸術文化に接する機会は多くはありませんでしたが、歴史的な文化遺産が数多く残されるという利点もありました。

現在は、獅子島以外は黒之瀬戸大橋架橋による半島化や情報化等で、芸術文化に接する機会も増えてきており、さらに長島短歌会や書道・音楽・舞踊団体など、文化協会加盟団体や郷土芸能保存会などの伝統芸能を守ろうという団体が活動を継続しており、独自の地方文化を創造しています。

これらの文化活動の拠点、発表の場として建設された町文化ホールや開発総合センターを中心に町民により創る文化活動が活発に行われています。

指定文化財については、県指定天然記念物 1 件、県指定史跡 4 件、町指定史跡 12 件、町指定天然記念物 5 件、町指定有形民俗文化財 12 件、町指定有形文化財 2 件があります。

このほかに、平成 16 年 2 月に本町唯一の有人離島である獅子島で、約 9,800 万年前の白亜紀に生息していた大型海生爬虫類(首長竜)の化石が発見され、県内はもちろん九州でも初めてのことで、学術的にも貴重であり今後の調査での全貌解明が期待されるところです。その後、令和 2 年 11 月に翼竜の化石、令和 3 年 11 月にボーンベッドが新たに発見され、今後も、展示公開、収集活動や調査研究及び学習活動の場としての活用が必要となっています。

2 その対策

近年町民に精神的・文化的豊かさを求める気運が高まり、それに伴い地域に根ざした文化が主張されるようになり、町民の芸術、文化に対する欲求が高まってきています。このような中で、長島町文化ホールや開発総合センターを活用して自主文化事業を開催し中央の劇団や楽団等を積極的に招くなど、町民が芸術文化に接する機会を提供します。

また、町民一人ひとりが趣味として文化活動に積極的に参加し、活動を実践する拠点施設の整備に努めるとともに、自主的な文化活動を支援し、文化の薫り高いまちづくりを推進します。

このように、町行政のあらゆる分野において、また町民の日常生活における文化意識の高揚を目指し、心の豊かさとゆとりを育て、個性的な文化の町づくりに努めます。

文化財の保護については、祖先の尊い文化遺産を守り、後世に伝えていくという文化財愛護思想の普及と保護体制の強化に努め、歴史民俗資料館の活用、無形民俗文化財、民俗資料の調査収集を徹底し、さらに形として保存できないものについては、映像等記録技術を駆使して保存・保護にあたります。また、重要な史跡等について民有地にあるものについては積極的に公有地化を図り、保存しながらその活用を図ります。

郷土芸能も、後継者となる若者不足で、存続が危ぶまれていますが、各地域に保存会を育成するなど、民俗芸能の後継者づくりも地域ぐるみで取り組んでいきます。

なお、歴史民俗資料館は建設後 45 年を経過し施設が老朽化しているため、年次的に改修等を行い施設の維持を図っていきます。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振興 施設	開発総合センター非常用発電設備工事	町	
		開発総合センターエレベーター更新工事	町	
		文化ホール長寿命化改修工事	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「市民文化系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。

文化ホール及び開発総合センターについては、計画的な定期点検を実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。

老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積の縮小や、他の施設との複合化や多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

長島町は、風力発電設備や太陽光発電設備の設置が進んでおり、民間業者や個人としての設置も増加してきている。長島町としても、長島夢追い元気発電所(太陽光発電1,990kw)が平成27年10月から、太陽光発電で役場内電力を賄うレジリエンス事業の設備が令和7年1月から稼働しています。

太陽光発電については、長島夢追い元気集落活性化事業補助金として、売電金額のうち毎年4,300万円を確保しており、各自治公民館に交付して運営資金として交付しています。

課題としては、今後、風力発電設備及び太陽光発電設備を撤去する際に、多額の費用が必要となるため、費用の確保が課題となります。

2 その対策

長島夢追い元気発電所の撤去費用については、国の制度(太陽光発電の廃棄等費用積立制度)により、売電収入から撤去費用を積立てています。

潮流発電などの新しい再生エネルギーの導入について、調査・研究を進めます。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

近年、地方分権の進展による市町村への権限移譲等に伴い、町民と行政の共生・協働を柱とした望ましい地域社会の実現が望まれています。

このため、町民のニーズを的確にとらえ、行政の考え方や取り組みについてより早く、より正確に情報を提供することで町民と行政の信頼関係を確立し、町民との協力関係（パートナーシップ）を提携することが望まれています。

それに、町民が主体となる地域活動やボランティア活動等の社会参加を積極的に促進するとともに、若年労働者等の雇用対策を支援することが求められています。

また、男女がお互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成や若者の定住促進を推進することが望まれています。

交流拠点施設については、道の駅「黒之瀬戸だんだん市場」と「ポテトハウス望陽」が来町者との交流の拠点となっていますが、町民の異業種・多世代の交流拠点となる施設を整備し、交流人口の増加を図る必要があります。

人的交流は、隣県熊本県旧牛深市との交流のほか、大韓民国吉祥面と姉妹盟約を締結しています。今後は、国内はもとより国際交流を進め交流の輪を広げていくことが望まれます。

2 その対策

- ① これまでの行政主導型から町民と行政が一体となってまちづくりに取り組み町民との共生・協働するまちづくりを支援する。このため、地域応援隊を設置し、地域への情報提供や相談相手をし、地域づくりの協力をする。また、地域へ町政情報を的確に町民へ提供する広報活動や公聴活動の一層の充実を図る。さらに町民に開かれた町政を推進するために、情報を公開するとともに町民に対し、説明責任を果たすよう努める。
- ② 町民が主役のまちづくりを推進するためNPOやボランティア活動を支援するとともに、協議会や委員会には女性の構成比を高めて、女性の社会参画を促進する。
- ③ 「広報ながしま」の内容充実を図るとともに、誰にでも親しめる広報誌づくりに努める。
- ④ 町民の声を町政に反映させるため「町長相談日」や「女性の声を聞く会」等町民が気軽に意見や提言を寄せられる機会の一層の充実を図る。
- ⑤ 公正で開かれた行政を推進するため、情報公開制度を推進し、行政情報の積極的な提供に努める。
- ⑥ 国際化を担う人材の育成を図るため、国際交流を進める。
- ⑦ 北海道東神楽町との交流事業を進める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		特定離島ふるさとおこし推進事業 獅子島架橋新PR事業	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「行政系施設の基本方針」

適切な維持管理を行い、施設の維持管理にかかるコスト削減に努めます。
計画的な耐震診断や定期点検の実施し、予防保全型の修繕に切り替えていくことで施設の長寿命化を図ります。
老朽化の著しい施設については、利用状況や代替機能の可能性などを考慮し、建替え時に延床面積の縮小や、他の施設との複合化や多機能化を検討して総量の縮減を図ります。

本計画では、「長島町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

【過疎地域持続的発展特別事業】

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	空き家改修補助事業 (空き家の有効活用を通し て、町内への移住及び定住、 産業振興、観光開発、交流促 進等による地域の活性化等を 図るため、物件の改修に要す る経費の一部を補助する。)	町	空き家の有効活用を 通して、町内への移住 及び定住、産業振興、 観光開発、交流促進等 による地域の活性化 等を図る事業であり、 効果は一過性でなく 将来に及ぶ
		婚活支援補助事業 (独身男女の出会いの場を提 供し、結婚に至る支援事業等 を実施する団体に対して補助 する。)	町	独身男女の出会いの 場を提供し、結婚に至 る支援事業等を実施 する団体に対して補助 する事業であり、効果 は一過性でなく将来 に及ぶ
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	フェリー運賃補助事業 (獅子島島民の交通費負担軽 減と、天長フェリーの利用促 進を図るために、車両運賃の 一部を補助する。)	町	獅子島島民の交通費 負担軽減と、天長フェ リーの利用促進を図 るために、車両運賃の 一部を補助する事業 であり、効果は一過性 でなく将来に及ぶ
		バス航路補助事業 (獅子島を訪れる観光バスの 航路運賃を補助すること で、地元経済の振興を 図る。)	町	獅子島を訪れる観光 バスの航路運賃を補 助することで、地元経 済の振興を図る事業 であり、効果は一過性 でなく将来に及ぶ

<p>離島航路補助事業 (離島航路事業者に対して補助金を交付し、事業者の経営安定を図るとともに定住促進を図る。)</p>	<p>町</p>	<p>離島航路事業者に対して補助金を交付し、事業者の経営安定を図るとともに定住促進を図る事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>獅子島地区離島航路旅客運賃割引事業 (獅子島島民の交通費負担軽減と、離島航路の利用促進を図るため、旅客運賃の一部を補助する。)</p>	<p>町</p>	<p>獅子島島民の交通費負担軽減と、離島航路の利用促進を図るため、旅客運賃の一部を補助する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>出水駅蔵之元間シャトルバス運行補助事業 (出水駅蔵之元間シャトルバスを維持し、交流人口の増加を図るため、経費の一部を補助する。)</p>	<p>町</p>	<p>出水駅蔵之元間シャトルバスを維持し、交流人口の増加を図るため、経費の一部を補助する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>乗合タクシー運行補助事業 (公共交通空白地域について、交通手段を有しない者への交通手段確保として、乗合タクシーを運行する。)</p>	<p>町</p>	<p>公共交通空白地域について、交通手段を有しない者への交通手段確保として、乗合タクシーを運行する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>乗合バス等運行事業 (路線バス撤退後の代替交通手段確保として、乗合バスを運行する。)</p>	<p>町</p>	<p>路線バス撤退後の代替交通手段確保として、乗合バスを運行する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	合併浄化槽設置補助金（個人型） （生活排水対策を推進するため、小型合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。）	民間	小型合併処理浄化槽を設置する者に対し、経費の一部を補助する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ
	環境	危険空家等解体撤去補助事業 （住民生活の安全を確保するため、危険空家等の解体撤去を行う者に対し、補助金を交付する。）	民間	危険空家等の解体撤去を行う者に対し、経費の一部を補助する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	温泉入浴券事業 （高齢者の健康増進を図るため、高齢者温泉利用券を給付する。）	町	高齢者の健康増進を図るため、高齢者温泉利用券を給付する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	寝たきり老人等介護手当支給事業 （在宅の寝たきり老人又は認知症老人及び腎臓機能障がい者又は重度知的障がい者の介護者に対し、介護手当を支給する。）	町	在宅の寝たきり老人又は認知症老人及び腎臓機能障がい者又は重度知的障がい者の介護者に対し、介護手当を支給する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ
		寝たきり老人等紙おむつ支給事業 （在宅の要介護高齢者及び重度心身障がい者等で、おむつの使用を必要とする者に対し、紙おむつを支給する。）	町	在宅の要介護高齢者及び重度心身障がい者等で、おむつの使用を必要とする者に対し、紙おむつを支給する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ

<p>高齢者等住宅改造費助成事業 （高齢者等の住宅での生活を支援するため、在宅の要援護者及び重度身体障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。）</p>	町	<p>高齢者等の住宅での生活を支援するため、在宅の要援護者及び重度身体障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>ライフヘルプ事業 （身寄りのいない独居老人等の安否確認と、繁茂している支障木の伐採及び除草及び日常生活の手助けを行う。）</p>	町	<p>身寄りのいない独居老人等の安否確認と、繁茂している支障木の伐採及び除草及び日常生活の手助けを行う事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>敬老祝い金支給事業 （長寿を祝福するとともに永年の御苦労に感謝の意を表するため、町長が敬老祝金を支給する。）</p>	町	<p>長寿を祝福するとともに永年の御苦労に感謝の意を表するため、町長が敬老祝金を支給する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>高齢者生活支援事業 （高齢者が在宅での自立した生活が持続できるよう、日常生活上の支援を行う。）</p>	町	<p>高齢者が在宅での自立した生活が持続できるよう、日常生活上の支援を行う事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
<p>老人クラブ助成事業 （明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的とし、老人クラブ連合会及び老人クラブに対し補助金を交付する。）</p>	町	<p>明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的とし、老人クラブ連合会及び老人クラブに対し補助金を交付する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>

		<p>訪問給食サービス事業 (65歳以上の高齢者で、日常生活に支障のある者に対し、配食を行うことにより孤独感の緩和を図り、併せて安否の確認を行う。)</p>	町	<p>65歳以上の高齢者で、日常生活に支障のある者に対し、配食を行うことにより孤独感の緩和を図り、併せて安否の確認を行う事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
	その他	<p>エンゼル支援事業 (子を欲しながら不妊・不育症のため子を持つことができない夫婦に対して、不妊及び不育治療の医療費の一部を助成する。)</p>	町	<p>子を欲しながら不妊・不育症のため子を持つことができない夫婦に対して、不妊及び不育治療の医療費の一部を助成する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
		<p>子宝お祝い金支給事業 (次代を担う子供の出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願って、子宝お祝い金を支給する。)</p>	町	<p>次代を担う子供の出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願って、子宝お祝い金を支給する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
7. 医療の確保	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>町営診療施設経営安定化補助金(地域医療を維持するため、町営診療施設に補助金を交付する。)</p>	町	<p>地域医療の中心となる町営診療施設の経営安定化のための補助金を交付する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>学校給食費補助事業 (学校給食費を補助することによって、保護者の負担軽減と、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援する。)</p>	町	<p>学校給食費を補助することによって、保護者の負担軽減と、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ</p>

9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治公民館等チャレンジ提案事業 (特色ある集落づくりによる地域の活性化を図るため、自治公民館等の個性とアイデアあふれる活動の経費に関し、補助金を交付する。)	町	特色ある集落づくりによる地域の活性化を図るため、自治公民館等の個性とアイデアあふれる活動の経費に関し、補助金を交付する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ
		夢追い元気集落活性化事業補助金 (長島夢追い元気発電所で売電し得た収入の一部を活用し、特色ある地域づくり並びに町の活性化を図るため、自治公民館活動の経費に対し補助金を交付する。)	町	長島夢追い元気発電所で売電し得た収入の一部を活用し、特色ある地域づくり並びに町の活性化を図るため、自治公民館活動の経費に対し補助金を交付する事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶ